



黒穿(ブラックホール) 2010年

第34回

内側に空洞を持つやきものの形について えみますこ 恵美加子さん

この立体作品は穴が開いてるところが3か所あります。上方にある穴から右下にある穴までは貫通しているように見えますし、左方に見えているやや大きめの穴はドーナツの形状を連想させます。しかし、この立体の内部でこれらの穴がどういうふうにつながっているのか、つまり、トンネルがこの作品の中をどんなふうに通っているのか、実際のところは正確にはわかりませんし、見る人の想像に委ねられているところがあります。逆に言えば、この作品を鑑賞する楽しみの一つに、内側はどんなふうになってるんだろうと推理してみるということがあるわけです。

これはやきもの(陶器)です。やきものといえば、普通は「凹状で穴が開いているもの」を連想しますね。例えば、お茶碗でも徳利でも壺でも、基本的には穴が開いたものです。人によっては、穴の開いたものでなければやきものではない、という人もいます。つまり、中身のつまったムクの状態のものはやきものではないということです。

確かに、普通、私たちが知っている実用的なやきものはたいてい穴があいたものです(皿や鉢なんかのくぼんだところも大きな意味では穴と言えます)。なぜそうなのかというと、内側を空洞状態にして粘土自体は薄い板状態にしておかないと、焼き上げるのに時間と燃料がかかるからです。そういう陶器の特性を生かしていこうとすると、やきものは器作りに適しているということになるわけです。

ところが、現代の陶芸は穴をふさいだ立体表現、いわゆる彫刻的な量感表現をアピールする陶芸家も多くなってきました。今日ではそういうオブジェ陶器はほとんど日常的に見ることができます(ただし、内部は空洞になっていることが多いです)。

この作品はそんな現状の中で陶芸表現にもう一度「穴」を取り戻そうとしたかのように私には見えます。といっても、単純に粘土の塊りに穴を穿つということではありません。「もう一度穴を取り戻す」ということは、穴あるいは空洞をやきものの形の表現にどう関連づけるかということの意味しているのであって、そこに作者、恵美加子さんの苦心のしどころがあるわけです。

最初は巻貝の形をモデルにして、らせん状の空洞構造を作ろうとしたそうです。しかし、それが貝の形をなぞったものでしかないことに満足がいかず、追求を進めました。そうしてだんだんと空洞構造が、いわば粘土の中にもぐりこんでいったのです。同時に外側の形も変化していきました。それはあたかも「生命の原形」を思わせるような形です。

そうやって追求されていったものですか、見えない内側と見えている外形との間にある統一感があり、外形を通して、内がどうなってるのだろうという想像力を刺激するのです。かくして、「穴のある現代陶器」が実現することになりました。

今、恵美さんは「形を思考する陶芸家」に成熟してきたと私は見ています。東京在住。

「生命の原形」を思わせる形へのアプローチ。



表紙写真

「親子鷹」

第25回写真コンクール
土地家屋調査士制度制定60周年記念特別賞
石井 健太●東京会

美の工房 工芸評論家●笹山 央

- 03 福岡会における
土地家屋調査士制度制定60周年記念事業
～伊能図フロア展・記念講演・境界シンポジウム in ふくおか 2010 開催報告～
福岡会／連合会広報部
- 10 平成の「伊能忠敬」たち～地図が蘇る～
第4回 14条地図作成作業～高知県の取組み
高知県土地家屋調査士会 泉 清博
- 13 東北ブロック協議会定時総会における弁論大会
- 18 第4回 専門家と共に考える災害への備え 市民力編
～今こそ首都直下地震に真剣に向き合うとき～
- 22 完全復元伊能図全国巡回フロア展 in 松江
- 24 京都境界フォーラム 2010
- 28 ADR 認証「センターかながわ」からの報告
わかりやすい規則を作る
- 30 「筆界特定制度に関する指導者養成研修会」の開催報告
- 33 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業
地籍シンポジウム 2010 / 土地家屋調査士全国大会 in Tokyo
全国一斉表示登記無料相談会
- 37 広報最前線／函館会
- 40 事務局紹介 Vol.16
奈良会／岩手会
- 42 団体定期保険加入者募集
- 43 会長レポート
- 48 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 49 ちょうさし俳壇
- 50 会員の広場を利活用ください
- 51 会務日誌
- 52 公嘱協会情報 Vol.85
- 53 ネットワーク50
兵庫会・長野会
- 56 編集後記
- 巻末付録 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局
土地家屋調査士電子証明書の発行等に係る手続について

福岡会における 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業

～伊能図フロア展・記念講演・境界シンポジウム in ふくおか 2010開催報告～

平成22年7月30日(金)から8月1日(日)の3日間にわたり、土地家屋調査士制度制定60周年及び表示登記制度創設50年を記念する事業として、福岡県土地家屋調査士会(以下「福岡会」という。)主催による「完全復元伊能図全国巡回フロア展」を軸に各種イベントが学校法人 中村学園の協力のもと開催されました。

「完全復元伊能図全国巡回フロア展」を通じて先人の偉業をたたえ、今日に続く地図の重要性が、大変暑い中お越しいただいた方々に認識されたものと思われまます。今回、このイベントを企画、運営、実施された福岡会から、成功裏に終わったイベントでの貴重な体験の報告が寄せられました。

平成22年7月30日(金)から8月1日(日)の3日間、福岡市の中村学園大学において、土地家屋調査士制度制定60周年及び表示登記制度創設50年の記念事業、「完全復元伊能図全国巡回フロア展」をメインに「ウォーキング大会」、「歩測大会」、「展示会」、「無料相談会」、それに並行して「記念講演」、「境界シンポジウム」が開催され、盛会のうちに無事終了しました。

夏真っ盛りの中での開催で、熱中症など来場者やスタッフの健康面が心配でしたが、無事終了することができ、心地よい疲れとともに安堵感でいっぱいです。

平成21年8月頃、連合会から提案されていた「完全復元伊能図全国巡回フロア展」を広報部で検討し始め、場所の選定、開催の時期や催しの内容など試行錯誤の繰り返しで、当初の計画案は理事会で否決。「もっと、お金のかからないことをしたらどうか。」との意見が多数を占め、伊能図展自体の開催に否定的でした。

そんな中、日調連から中村学園大学が協力的であると聞き、連絡の上、昨年11月9日に中村会長ほか役員5名で挨拶に行ったところ、本会の計画をご理解いただき、同大学の体育館を使用する承諾を得ることができました。

そして、その後「記念講演」もしたい、「境界シンポジウム」もしたいと、中村学園側と打合せを重ねるごとに私たちのわがままを快く聞いていただき、「共催」という形で開催の運びとなったのです。

西日本新聞社にも「共催」という形で大変なご協力をいただきました。新聞1ページの開催広告と2度にわたる開催前の事前告知を掲載していただき、また当日の報道にも特別に力を入れていただき、感謝しているところです。

その他、展示会での貴重な資料や物品のご提供を



いただいた株式会社カクマルを始め、多くの協賛をいただいた関係団体の方々にこの場を借りてお礼を申し上げます。

「完全復元伊能図全国巡回フロア展」においては3日間で3,000人を超える来場者を目標としていたところ、無事その目標を達成することができました。前日の伊能図設置作業は中央実行委員会事務局長の堀野氏の指導のもと、福岡市内の支部会員20名のご協力をいただき完成しました。作業時間として4時間を予定していたのですが、そこはさすがに土地家屋調査士で地図を見慣れているせいか作業が早く、結局2時間半で完成し、翌日の開催を待つばかりになりました。

7月30日(金)の開催初日、午前10時からのオープニングセレモニーでは、本会の中村邦夫会長、中村学園大学の藤本淳学長の挨拶に続き、会長、学長



テープカット(オープニングセレモニー)



歩測大会

に加え中村学園大学附属幼稚園のかわいい園児3人によるテープカットが行われました。

報道機関もテレビ局4社、新聞社4社に来ていただき、昼、夕方のニュースで報道されました。

その後、2日目、3日目と報道を見た一般来場者がどっと増えたのは言うまでもなく、その力の大きさを見せ付けられました。

「展示会」では中村学園大学の道路を隔てた向い側に社屋がある株式会社カクマルから「御用提灯」、「御用測量旗」、「梵天」(以上3点はレプリカ)や「古地図」等をお借りし、展示させていただきました。また、明治から平成までの福岡市内の変遷がわかる古地図を展示し、多くの人に見ていただきました。

「ウォーキング大会」は、7月31日(土)、8月1日(日)の2日間で、コースはウォーキング協会に選定していただきました。舞鶴公園をスタートし、南公園を

通り、梅光園緑道を抜け、中村学園大学までの7kmの行程です。8月1日(日)には日調連の山田広報部長にも中村会長と一緒に参加していただきました。

炎天下の中、参加していただいた方々に感謝すると同時に、心配された熱中症や事故などもなく、無事終了したことに関係者一同、胸をなでおろしているところです。

「歩測大会」は7月31日(土)、8月1日(日)の2日間、中村学園大学の体育館前の広場で行いました。

適当な距離を歩いて、自分の歩幅をメジャー代わりにして測って予測した距離を投票してもらい、実測と比較し、最も近い人は賞品がもらえるという簡単なゲームです。会員がその距離をトランシットで測距することで、私たち土地家屋調査士が普段、どのような仕事をしているのかも見ていただきました。

「記念講演」は7月31日(土)中村学園大学 大講義室において、開催しました。全体研修会として、また一般の方への広報活動の一環として、元東京法務局長である資金敏明先生をお迎えし、第1部の「記念講演」では各種の境界問題についての捉え方、考え方、そして筆界特定について幅広く1時間の講演をいただき、第2部では先生の提案で質疑応答に2時間を充ていただき、独立したプログラムにしました。

「質疑応答」における質問事項については事前に会員や行政の担当部署に案内し、募集を行い、集まった質問について資金先生に精査していただき、回答のポイントとして資料にまとめることもできました。



左：福岡会 中村会長、右：日調連 山田広報部長

質問事項を要約してみると…

- ・都市再生街区基本調査に関すること
 - ・筆界と所有権界の相違における処理の仕方(考え方)について
 - ・隣接地、対測地所有者との立会について
 - ・公物(里道・水路)の取得時効について
 - ・世界測地系座標を使用して測量した境界点の座標値について、地殻変動による歪みの補正等の処理に対する考え方について
 - ・筆界特定で受付けてくれない事項の処理の仕方について
 - ・里道、水路の境界についての諸問題について
- 等々、多岐にわたる質問が集まり、ボリュームのあるものとなりました。

第2部は当会の能見和成副会長が進行をし、江口浩子会員が質問事項の紹介をして、寶金先生に回答・解説をしていただく形で行い、会場からの質問にも1つ1つの問題に時間をかけ、丁寧に対応していただきました。一般聴講者からの質問や意見もあり、大変中身の濃いものとなりました。

また、予定時間内で全ての質問に答えていただいたことに改めて感謝いたします。

終了後、質問をいただいた一般聴講者の方が「部外者の勝手な質問・意見で失礼しました。」とご挨拶にいらしたのですが、「こちらからお礼を言いたいくらいです。」と、恐縮しつつも大変嬉しい思いをさせていただきました。

「境界シンポジウム in ふくおか2010」では基調講演とパネルディスカッションが行われました。「基調講演」は第1部が広島高等裁判所の上原裕之判事の講師で「ADR・境界紛争の解決について」をテーマに、第2部では九州大学大学院の七戸克彦教授の講師で「筆界特定について」をテーマに行われました。

両講師の持ち時間はそれぞれ30分ではありませんでしたが、講師のテーマに対する軽快なトークで講義内容を簡潔にまとめ、清聴の中で終了することができました。

休憩の後に公開パネルディスカッションが「ADRと筆界特定(あなたはこの問題、どう解決しますか?)」をテーマに行われました。

出演者はコーディネーターとして、先に基調講演をいただいた七戸教授、パネリストとして同じく基調講演をいただいた上原判事、福岡法務局の安田錦治郎首席登記官、福岡県弁護士会の石橋英之弁護士、大阪土地家屋調査士会の横山慶子会長、本会の丸山知英会員の6名で討論が行われ、複雑な事案についても専門家としての貴重な意見が多く述べられ、今後の問題解決に役立つものと思われました。

「無料相談会」は2日間で相談が8件と当初の期待通りにはいきませんでした。これは今回の60周年記念事業の目玉として行われた「伊能図フロア展」ばかりに気をとられ、相談会への案内が十分ではなかったことに起因するものと思われま

す。参加者の中には無料相談会があることを知らずに来場し、伊能図フロア展を見た後それを知り、ついでに相談を申し込んだという方が数人見受けられました。事前の宣伝不足で周知が足りなかったのが残念です。

連合会から提案された「完全復元伊能図全国巡回フロア展」が発端になり、いろいろな催しも同時に開催し、「より、多くの人たちに楽しんでもらいたい。」という皆の思いがこんなにも多くの人を動かしたのだらうと思います。

この催しのために3日間文句も言わずに張り付いていただいた理事の皆さん、現場での設置作業や一般来場者への対応などに協力していただいた各支部長及び会員の皆さんに深く感謝いたします。

土地家屋調査士が制度制定60周年を迎えることができたのは私たちの先輩が長年にわたる努力により成し遂げた素晴らしい成果であると同時に、国民の皆様から利用され続けてきたものであり、国民の皆様のお陰でもあると思います。今回の伊能図フロア展は、その国民の皆様への御礼の意味を込めて取り組んできました。

この制度が誰のためにあるのか、制度を存続、そして発展させるために私たちは何をしなければならないかを改めて考えさせられました。

ご協力いただき、誠にありがとうございました。

福岡会 猿渡英次(執筆者代表)

平成22年7月30日(金)から8月1日(日)の3日間にわたり、福岡県土地家屋調査士会(以下「福岡会」という。)では土地家屋調査士制度制定60周年及び表示登記制度創設50年を記念する事業として、「伊能図フロア展」・「記念講演」・「境界シンポジウム in ふくおか 2010」を開催しました。メインのイベントである「伊能図フロア展」を土地家屋調査士会として単独開催したのは福岡会が初めてです。日本土地家屋調査士会連合会広報部では福岡会が開催した記念事業に関する取材を行いました。紙面の関係ですべてをお伝えできませんが、その概要について報告します。

【主催】福岡県土地家屋調査士会 【共催】学校法人中村学園大学 株式会社西日本新聞社



2010年7月30日(金)から8月1日(日)の3日間、学校法人中村学園大学(福岡市城南区)において、土地家屋調査士制度制定60周年・表示登記制度創設50年事業として、「完全復元伊能図全国巡回フロア展」・「記念講演」・「境界シンポジウム in ふくおか 2010」が開催されました。この記念事業はそれぞれの制度制定の節目の年であり、これを記念して、土地家屋調査士のみならず、一般の多くの方に地図に親しんでいただくとともに境界問題解決への方法及びその制度と土地家屋調査士の業務について知っていただきたく、企画されたものであります。参加者は土地家屋調査士のみならず、一般市民も多数参加され、開催期間内の総入場・参加数はなんと約3,000人となり、大成功となりました。

博多駅から地下鉄を乗り継ぎ、中村学園大学の会場に着いて、直ぐに「伊能大図」が展示されていました。体育館に入ると、案内係の方から2階に行くよう進められ、2階に上がると目の前の光景に息を呑んで、無意識に撮った一枚です。この日の福岡市内は記録的と思われるほどの猛暑でありましたが、そんなことも忘れて、この大図に見入ってしまいました。

伊能大図(中村学園大学体育館)(正面が北方向です。)

『伊能図フロア展』

開催日 7月30日(金)から8月1日(日)



大図の九州部分

「私の町はどこかな？」



筆者の田舎です

「あっ、ここだ。すご〜い、良

く描いているな〜…」

「でも、どうやって測量したのかな？」



浦島測量之図

「ほ〜、こうやって測量したんだ。大変そうだね。」

この展示会は全国では島根県松江市に続くもので、福岡で7会場目となりました。この後も各地で開催の予定がされているようで、お近くで開催された際は是非、ご観覧をおすすめします。また、会場では地図だけでなく、伊能忠敬が

測量時に使用した御用旗、御用提灯等のレプリカも数多く展示されていて、その当時の作成作業の様子が会場全体で表現されていました。

一般市民も多く来場されていて、会場は賑わっていました。

また、会場の玄関前の広場では“歩測大会”が行われていて、特に子供たちの好奇心を引いたようで、2日間の参加者は約185名となりました。

【ルール】

- 1 係員が指示する点から点までの距離を予想し、投票する。



- 2 予想は歩測または勘で行い、計測類の使用は禁止する。
- 3 投票終了後、計測器により正確な距離を測り、予測距離の一番近い方を当選者として発表する。



歩測大会の風景

「さ～、当たるかな～」

さらに

社団法人日本ウォーキング協会が、全国的に企画している「健やか爽やかウォーク日本1800」の一環として“ウォーキング大会”が開催されました。舞鶴公園をスタートし、中村学園大学までの7kmを争覇しました。7月30日、8月1日の2回開催されましたが、記録的な猛暑にもかかわらず、約62名の方が参加され、本当におつかれさまでした。



ウォーキング大会のゴール風景

制度制定記念講演



福岡会中村会長挨拶



入場者約382名

『境界問題について』

開催日 7月31日(土)

講演者 寶金敏明氏

(プロフィール)

東京法務局長を経て、最高検察庁検事にて退官。

現在は、川崎公証役場公証人



寶金先生においては我々土地家屋調査士に直結する、主に境界の理論について研究をされており、全国各地の土地家屋調査士会の全体研修会等で講演いただいています。



方途について、現在広く浸透した見方としては分筆登記及び所有権移転登記を経なければいけない…「筆界」にこだわるあまり、このことが不動産取引の遅滞、経済効果の弊害といえなくない…所有者同士が合意し、かつ…などの諸条件がクリアできれば“筆界の変更を認定した上での土地地積更正登記が選択できる手段を模索すること”が国民の利益になると思うのですが、いかがでしょうか。」

先生からのアドバイス

「地図混乱地域に一定の要件を持たせ、例えば集団和解方式等で解決できるなど、土地家屋調査士の皆さんが国民の目線にたって、もっとこのことについて議論したらいかがでしょうか。そして、土地家屋調査士が先頭に立って、制度を変えたらいかがでしょうか。」

『境界シンポジウム in ふくおか2010』

開催日 8月1日(日)



入場者約241名

基調講演(第一部)

『ADR・境界紛争の解決について』

講師 上原裕之氏

(プロフィール)

昭和50年 裁判官に任官

平成22年 広島高等裁判所

判事(現職)

今回の講演では土地家屋調査士及び行政関係者から事前に質問が出され、そのうちの8つの質問に対し、質疑応答形式で行われました。1つ質問をご紹介します。

「土地の筆界と所有権界等が相違している場合に双方を一致させる



上原先生からは紛争論及び紛争解決論について、熱く語られました。

コミュニティの崩壊

- ①日本人は「水と山」とに頼って暮らしてきた。
- ②しかし、現在の日本人は「水道と電気・ガス」に頼り切っている。よって、他人と協力することがなくなったが、その代わり、相互扶助の仕組みや習慣は失われた。
- ③また、「個人の自由」を手に入れたが、同時に「孤立感」を深めた。
- ④そうすると、人間の心理として、自分の生の欲望の無制限な膨張をし、
- ⑤自分のプライドを守ろうとすると、周囲の者に対し弱みを見せず、「攻撃的」になる。

対話社会の実現

コミュニティの崩壊の処方箋は「対話社会を実現していく」ことだと思います。そのためには

- ①一人ひとりが自らの感性(真・善・美)を磨き、
- ②クレームの攻撃をやわらかく受け止め、
- ③目の前の場面を転換できる能力・技法を学び、
- ④公のことを考える習慣を身に付けることである。

専門家とADR

専門家(土地家屋調査士)がADRにどのように関わるかだが、ADR機関を立ち上げることと、そのADRで誰が当事者と向き合

い、どのように話を聴いていくのかということは一致させる必要はない。むしろ、それぞれの適任者が各部署を担当し、役割分担をしていくのが良い。

「寄り合い」の知恵 (先人の知恵を活かす)

対話社会における「紛争解決の在り方」を考えるときは

- ①当事者を競争的・抗争的な立場に置かない。
- ②当事者を手続きに参加させる。
- ③当事者に紛争解決のための役割を与えること。

の3つが大切である。そのために「寄合」の知恵を活かすべきである。また、「寄合」では中立性・公平性を保つことに努力しなければならない。

【(寄合とは)惣の「自治的協議機関」、つまり「村民の会議」のことです。村民の代表者が集まり、村掾や一揆、入会、農事などについて話し合い、決定しました。また、一つの惣村だけでなく、いくつかの惣村が集まり、大寄合を開くこともありました。【「わかりやすい歴史用語解説」より】

おわりに

ADRは「愛(a)・で(d)・ある(r)」

世の中に「愛」を育てていく文化の総合運動が「ADR」だと、思っている。日本のよりよい未来のために皆さんのお力を貸していただきたい。

基調講演(第二部)

『ADR・境界紛争の解決について』

講師 七戸克彦氏

(プロフィール)

昭和58年 慶応義塾大学法学部法律学科卒業

平成16年 九州大学大学院法学研究院教授(現職)

平成17年 弁護士登録(福岡)



七戸先生からは「筆界特定制度」の現状と、問題点について訴訟制度、ADR制度との比較対照をしながら、説明がされました。

まず、筆界特定制度のキャッチフレーズで「早い・うまい・安い」といわれている。その対照となるものは訴訟制度であるが、さて、現実はどうだろうか?、まず、「早い」の解決期間であるが、筆界特定制度の標準処理期間は不動産登記法130条の規定で、処理期間を公にしておかなければいけないと記されており、その標準処理期間は一般的に「6か月」といわれている。しかし、実際の処理期間は当初の予想を2倍以上上回る申請がされていることが影響してか、平成21年12月末段階の統計では6か月以上経過している事件は申請全体の41.1%を占め、さらにその中でも、1年以上を経過している事件は16.3%を占めている。

次に「うまい」であるが、資料収集等など、専門家(土地家屋調査士・司法書士・弁護士)がその筆界特定手続の中で従事することにより、事件処理を適正・迅速に行われるように必ず筆界調査委員を任命しなくてはならず、ほとんどの事件では土地家屋調査士が任命されている。「うまい」は「早い」と直結しているのなら、上記の解決期間の統計をみれば、筆界調査委員の側にも問題があるのではないかと。よって、「早い・うまい」は土地家屋調査士の能力にかかっていると見える。

次に「安い」であるが、確かに申請段階での法務局に支払う申請手数料だけみれば、一般的に「安い」といえるだろう。しかし、問題は申請書作成などの手続費用である。不動産登記法146条では申請や特定手続に必要な測量費用等は申請人の負担となっているのであるから、「安い」といえるのであろうか。

まとめとして、筆界特定制度は訴訟制度、ADR制度と同じようにいろいろな問題をかかえている。立法段階では公力は非常に弱かった。しかし、実際制度が始まってみると、当初の予想以上に国民が利用している。

しかし、所有権の解決機関であるはずの調査士ADRは？

以上、次のパネルディスカッションに問題提議とする。

公開パネルディスカッション

『ADRと筆界特定』

《あなたはこの問題、どう解決しますか》

コーディネーター 七戸克彦氏
パネリスト 上原裕之氏
福岡法務局首席登記官
安田錦治郎氏



ふくおか法律事務所弁護士
石橋英之氏
大阪土地家屋調査士会会長
横山慶子氏
福岡県土地家屋調査士会
丸山知英氏



七戸氏 「筆界」と「所有権界」が一致しなくてはいけないのか？

横山氏 登記簿に表示された範囲が筆界であるので、いずれ次の世代になったときに紛争に発展する場合が考えられる。よって、一致していない場合は分筆の方法等で一致させれば、将来においても紛争予防となる。

石橋氏 一致していないために境界紛争が起きているわけで、やはり、一致させることが後々の紛争を未然に防ぐことになるのではないか。

七戸氏 筆界特定の利用の状況であるが、当初の予想を覆して、利用率は好調である。その原因を考えてみたい。

まずは福岡法務局ではどのような状況なのか。

安田氏 4年間の申請件数は約700件弱で、同じように予想以上の利用率である。

利用率の高い理由としてはあくまでも私見的であるが、

- ①利用のしやすさ。
- ②結果に対して、納得感が高い。
- ③官公省からの利用が多い。

七戸氏 では、「筆界特定制度」のキャッチフレーズは「早い・うまい・安い」といわれているが、果たして、本当にそうなのか？例えば、一般的な処理期間の6か月を経過している事件が少なくない。その原因に調査委員としての土地家屋調査士に問題はないのか。

横山氏 大阪会では調査委員に対し、任意の勉強会を開催している。

また、法務局とも定期的な協議会を行っている。

丸山氏 「うまい」についてであるが、もっと当事者の希望に応えられるような検討が必要ではないか。例えば、特定手続の中で、境界標が設置できるような手続にしたら良いのではないか。

七戸氏 次に、土地家屋調査士会ADRの現状と問題点であるが、筆界特定に比べると、利用率が低い原因は何だろう。

上原氏 当事者の立場に立った手続によるものになっているのか？調停人の人材の育成は？土地家屋調査士が調停の利用を進めているのか？

七戸氏 土地家屋調査士会ADRの利用率を上げるための対策として、

- ①筆界特定制度との連携
- ②認定土地家屋調査士の活躍できるような手続方法をとるべきではないか。

最後に会場の要所に黄色のTシャツを着た方々が目に付きました。猛暑の中、汗をかきながら、疲れも見せず、来場者のお世話や各イベントのお世話をしていました。福岡会の中村会長をはじめとする、大会実行委員の方々である。

3日間、本当におつかれさまでした。そして、充実した時間をご提供していただき、感謝申し上げます。

広報員 佐藤栄二

平成の「伊能忠敬」たち～地図が蘇る～

第4回

14条地図作成作業～高知県の取組み

高知県土地家屋調査士会 泉 清博

我が高知会では平成7年から本会と協会が連携をして、14条地図作成作業と地籍調査業務を始めとする地図作成に関わってまいりました。

ここで、過去の事業を振り返り、後続する高知会の後輩への道標となり、他会にとっても何か参考となることがあれば幸甚と考え、我が会の地図作成の取組みについて思いつくまま記載することといたします。

1. 高知県の14条地図作成作業

他県人から「高知県人は少々酒を飲む」と二升の酒を飲む」というふうには飲酒県と思われていますが、それは本当のことであって物事が酒の席で決まることが多く、平成6年のある酒の席で(昭和56年にモデル作業を行って以来、地図作成を経験していない会員も増えてきたので)「最近の若い者は会に対する帰属意識が少ない。17条地図作製作業(当時。以下、注釈省略)を誘致して、若い者を放り込み教育させよう。」との声から、高知県の地図作成は始まりました。当時、17条は受け手も少なく、要望しやすく翌年の実施が決まりました。

実施地区をどこに決定しようかと法務局と協議していた矢先に『高知市池地区が戦前に陸軍の飛行場として土地を摂取され、一部はそのまま官有地として残っているものの旧地主への返還等の登記処理が杜撰であったため、公図に無地番地等が多く存在し、新設する高知新港へのアクセス道路用地買収が困難となっており、また周辺の高知女子大の移転用地買

収にも支障が出ている』との相談が法務局に寄せられました。

そこで、他の事業も同時に受託するならば、少しでも採算ベースに乗るだろうと考えて、積極的に関係官公署と協議した結果、山林部分を含む1.6 km²を2か年で実施することとなりました。(本年度から債務負担行為により14条地図が2か年計画となりましたが、すでに高知ではこのときに行なわれていたのです。)

なにぶん、面積が広いことから6班編成でベテランを班長とし、中堅、新人を配属して34人体制で作業を行ないました。山頂に3、4級基準点を設置するため、背負子を造り、盤石や杭のみならず、コンクリートを練る水までも参加者全員が背中に背負って、人海戦術で山頂に運びました。また、当時はまだGPS衛星が18個しかなく観測の時間帯が限られ、12月のクリスマス前の真夜中に懐中電灯を頼りに登山し、高知県には珍しく雪の降る山頂で朝日が昇るのを見たことも数回ありました。

それらの経験は苦しい思い出だけにその後の酒の肴にもなりましたし、同じ釜の飯を食った(文字どおり、GPS観測で冷えた体を温めるため、現場事務所で飯炊きも行ないました。)という仲間意識が一般業務でもデータの相互提供等信頼関係となりました。また、同業者がどのように境界確認をしているか、測量をしているか、どのような機材を使っているかといった学習効果もあり、情報交換、最新機種を導入など副次的な効果もありました。

翌年はその新港アクセス道路の登記処理を行い、地図作成は一休みとなりましたが、同じころ、地区住民からの「地図混乱地域のため市道編入してもらえない。」という陳情や新聞投稿がきっかけとなって、平成10年度に高知市朝倉針木という地区での0.44 km²の17条地図作製作業を30人体制で行ないました。



図1 平成7、8年度池地区(1.6 km²)
(Google Earthより転写)

ところが、その近傍に高知自動車道の計画があり、広範囲の地図混乱地域で用地買収が困難となっていたため、隣で行った17条地図作製作業がまるで地図混乱地域解消のデモを見せたかのように協会の実績が認められ、平成10年度17条実施地区(高知市朝倉針木地区)に隣接する1.8 km²の地図混乱地域解消作業を平成11年、12年度にも実施しました。

このように17条地図作製作業を実施したことが大きな宣伝となり、継続して地図作成を行うきっかけとなりました。「どんな商売もはじめから黒字になるわけではない。ノウハウを学んで、そのうちに軌道に乗るだろうという長いスタンスで考えよう。」と取り組むうちに利益率の良い仕事とまではいえませんが、協会の普通の事業として比例会費を徴収することもできるようになり、14条も地籍も他の嘱託事件と同様の取り扱いをしています。

ただ、どのようにすれば合理化、効率化が図れるかは現在も試行錯誤中です。

それでも、補助者経験のあるアルバイト職員を協会で雇用し、特に手間の掛かる一次立会に担当者を多く配備するなど、試行錯誤の結果得られたノウハウは多く、このころから、他県から多くの役員が視察に見えるようになりました。

地域の実情や慣習等により、高知県のビジネスモデルをそのまま使用しても同じ結果は得られないようですが、試行錯誤する過程の中に合理化のヒントが潜んでいるようです。某県の視察者から「高知県はひとつの測量会社のように統制が取れている。」と評していただきましたが、これも平成7年から一貫して地図作成に携わってきたからではないかと思えます。

四万十川に近い大方町(現：黒潮町)入野地区0.08 km²で地図混乱地域解消の陳情が法務省に寄せられ、平成13年度、県庁所在地から車で2時間離れた地区で初めて17条地図作製作業が行なわれることとなりました。

地元幡多支所にとっても初めての経験となったので、当時の会長、理事長を始め役員が泊り込みで応援に行ったところ、すぐにノウハウを学び取り、後は地元の少数精鋭主義で対応したことから、一人当たりの分配金額が比較的まとまった額となり、担当者から喜ばれました。平成15年度には高知市朝倉宮ノ奥・長田団地地区0.44 km²の14条地図作成作業を24人で行いましたが、翌平成16年度、高知市愛宕山南地区0.074 km²では面積が小さいこともあ

り5人と人数を絞りました。

全国では「どうせ赤字になる14条地図作成作業だから、多人数で作業し、一人当たりの負担を軽くする。」という考えをしているところもあるようですが、高知県では「苦勞するのは長いか短いかでどちらも同じ。それだったら、後で少しでも多くもらえたほうが良い。逆に分散方式だと、最後のまとめの処理をする者の負担が大きくなるので、不要な手間がかからない方が良い。」と考え、少数精鋭主義にして班長、副班長に対応させ、人手の必要な一次立会の期間を応援部隊を増員する方法を採っています。

ただし、一次立会終了後も応援部隊が善意で付き合い合うという嬉しい誤算もあり、仲間意識の高さ、責任感に総括担当者として感謝もしているところです。

しかし、本年度からは2年契約となり、限られた人数で現在受託している本作業と並行して(落札を前提とした)次年度のための実態調査、基準点作業の人員配置等の検討をしなければならず、高知市の地籍調査事業も広範囲の発注が予想されるため、翌年度も見据えた14条地図作成と地籍調査の担当者の決定を行う必要があり、現在、慎重に検討中です。

平成17年度高知市新屋敷一丁目0.092 km²と高知市東秦泉寺及び北秦泉寺の一部0.056 km²の2箇所を5名ずつ担当させ、平成18年度高知市十津地区0.49 km²は4班16名、平成19年度高知市一宮東町地区0.28 km²3班15人体制、平成20年度高知市佐々木町旭天神町地区0.30 km²2班10人体制、平成21年度高知市八反町一丁目、宝町地区0.15 km²2班10名がそれぞれ参加しております。

2. 地籍調査事業

この14条地図作成作業のノウハウを使用して、新たな業務開拓として平成17年から取り組んだのが地籍調査事業です。とはいえ、四国内では愛媛県、香川県がすでに地籍調査に取り組んでおり、両会、両協会から多くの情報をいただきました。

ただ、それまで地籍調査の実施に消極的であった県庁所在地・高知市での地籍調査事業の受託を目指す団体は我々だけでなく、他団体からもさまざまなアプローチがなされていました。

そのため、他団体を断って、我が協会だけが随意契約で業務を受託することは困難と判断し、土地家屋調査士の最も期待されているE工程(一筆地調査)及びH工程(成果閲覧、地権者説明)の重要性を提案

図 高知会地籍調査処理実績

年度	工程	種類	地区	調査面積	
平成 17 年度	E	DID	浦戸	0.95	2,224 筆
平成 18 年度	H	DID	浦戸	0.95	2,224 筆
	E	山林	鏡柿ノ又の一部	1.53	479 筆
平成 19 年度	E	DID	種崎	0.80	2,456 筆
	H	山林	鏡柿ノ又の一部	1.53	479 筆
	E	山林	鏡柿ノ又、鏡吉原の各一部	3.02	415 筆
平成 20 年度	E	山林	鏡柿ノ又、鏡吉原の各一部	3.02	415 筆
	H	山林	鏡吉原の一部 C 地区	2.52	1,370 筆
	H	DID	種崎	0.70	2,456 筆
	E	DID	御豊瀬	0.15	874 筆
DID		長浜の一部	0.10	108 筆	
平成 21 年度	H	DID	御豊瀬	0.15	874 筆
		DID	長浜の一部	0.10	108 筆
	E	DID	仁井田	0.35	942 筆
	H	山林	鏡吉原の一部	2.52	1,370 筆
	E	山林	鏡吉原の一部	4.21	950 筆

し、測量の受託については別に執着しないという方針としたところ、我が協会が高い加入率を保っていることもあり、E、H工程については随意契約で受託することができ、現在に至っています。(F工程等の測量業務は別途業務として測量会社が入札により契約しています。)

3. 多くの会員が参加する地図業務

このようにして、地図作成に積極的に取り組んだ結果、毎年、高知支所の半数以上の社員が14条か地籍調査のいずれかに参加して、地図作成を行っています。

会員数の少ない我が会で毎年地図作成をしていくには毎年担当させられる者もあり、「連続してやっているの、この1年は休みたい。」とは言いますが、今年もお願いしたいと通知すると、「また、赤紙が来た。」と苦笑いしながら受託してもらえます。まさに「継続は力なり」です。

高知県は江戸時代から土佐藩1つであったため、高知市一極集中であり、高知市以外の市は人口が少

なく、例えば、阪神キャンプと龍馬伝の岩崎弥太郎で有名な安芸市から室戸岬を回り、徳島に至るまでの安芸支所には土地家屋調査士が4名しかいません。

4名で抱えているエリアには2市4町2村あり、それぞれが地籍調査作業中ですが、残念ながら地籍調査事業の依頼があっても、対応が現実問題として困難という状況です。都会とはまったく違う悩みが存在することを理解いただけるでしょうか？

なお、我が協会では安心して社員が業務を遂行できるように、法務局や市と協議して、資金の必要な年末等に途中検査をして、中間金の支払いを得られるようにしています。全国的にも珍しいとのことですが、毎年11月中旬を目標に成果の進捗状況を検査してもらうことは法務局側にもメリットがあり、中間目標を設定しその中間報告を行うことは担当者や本会、協会の役員にとっても状況把握をする上でメリットがあります。

このことを理解してもらえよう働きかけ、担当者が気兼ねなく中間資金をもらえるように交渉することも重要であるので、ご検討されたい旨を記し、結びとします。

東北ブロック協議会定時総会における弁論大会

青森県土地家屋調査士会 研修広報理事 竹鼻仁志

平成22年7月9日(金)、10日(土)の2日間にわたって、東北ブロック協議会第55回定時総会が青森県青森市の青森グランドホテルにて開催された。1日目の式典が滞りなく行われ、2日目の講演会・弁論大会となった。連合会松岡会長の《制度誕生60周年 更なる飛翔へ!》という演題の講演をいただいた。

松岡会長の講演の熱覚めやらぬうちに、いよいよ今回の目玉である「弁論大会」の開幕である。日常の業務の中から各県の代表がいかなる本音での弁論が行われるか、非常に楽しみであった。弁論の出演順は弁論の終了した人が次の順番をダンボールに入った県名と発表者名の書かれたリンゴを引いて、次の出番の人を決めるという緊張感のある趣向であった。なお、トップは松岡会長が講演終了時にダンボールの中から(福島県 橋本氏)と書かれたリンゴを引いて、スタートした。

演題及び発表者(発表順)

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| 1. 「支部はもういない」 | 福島会 橋本豊彦氏 |
| 2. 「支部の再編について」 | 岩手会 小山 正氏 |
| 3. 「土地家屋調査士の懲戒処分の問題点を考える」 | 山形会 猪口春生氏 |
| 4. 「土地家屋調査士業務拡大への提言」 | 福島会 松崎弘昭氏 |
| 5. 「地域の慣習と境界形成に関する歴史的経過の研究」 | 宮城会 千葉三郎氏 |
| 6. 「土地家屋調査士人生、人生いろいろ」 | 秋田会 傳農一夫氏 |
| 7. 「土地家屋調査士の新しいビジネスモデル」 | 青森会 三戸靖史氏 |

講演内容

1. 「支部はもういない」

福島会 橋本豊彦氏

近年の高度情報化社会は制定当時から比べ、格段の通信機器の発達により情報の伝達及びインターネットを利用しての情報の収集が容易になっております。本会から会員への情報伝達もこれまで支部を経由して手紙、電話を利用して伝達していたのが、手紙、電話の他にFAX、メール等の通信機器の多様化により、本会が直接会員に迅速に伝達できるようになってきました。また、車などの交通機関及び道路の整備等がなされ移動が容易になり、会員の業務範囲も広がって、所属支部区域を越えて業務活動ができるようになってきました。

また、今までは法務局、各支局域は出張所毎に業務処理方法に若干の考え方の相違があり、業務区域を管轄する法務局毎に支部を組織し、情報交換する

必要がありました。

支部においては本会からの交付金の他に支部独自で会費を徴収して、研修会等の事業を行っております。徴収する会費、事業内容は支部間で異なっており、同じ会の会員間で不公平が生じています。

さらに支部事業についても活発に実施している支部、実施していない支部、あるいは事務局を設置している支部、設置していない支部など、支部間の活動、体制及び支部構成員などの差が出てきているなど、同じ会に所属していながら、所属支部により不公平が生じています。このため、支部組織を廃止し土地家屋調査士会組織を簡素化すれば、当然、支部会費がなくなり、会費の減額と公平な徴収により会員の負担の軽減ができます。

大いに発展させることができます。

さらに最近のオンライン登記申請、研修CPDなど土地家屋調査士個人に直接関わる案件について、連合会の方針あるいは考え方を一般会員に対し、会として伝達しやすくなり、延いては全土地家屋調査士が共通の認識を持つことが容易になり、時代の要請

に一致団結し、即応することができるかと確信します。

2. 「支部の再編について」

岩手会 小山 正氏

会員数の減少と法務局適性配置の実施に伴う登記所の統廃合に対応するために支部再編問題を協議してきた。登記所の数と支部の数が一致しなければならないという規定は本会会則にはないが、登記所の統廃合により、本会の各支部区域と登記所の管轄区域が相違することとなり、1支部に2つの登記所管轄区域が存在したり、逆に1つの登記所管轄区域に2つの支部が存在する形となった。

支部の再編に際して、総務部担当という立場から考えた支部配置の私見は会員個々のための支部であることを理想とし、会員の最大多数の利便性を考慮する。支部は会員相互の親睦や会のまとまりにとって、必要かつ重要な基礎組織である。支部の事業や親睦のためにはある一定の会員数が必要である。

反面、広い区域設定については逆効果となる恐れがあるので、慎重に検討を要する。これからも土地家屋調査士が国民にとって必要な資格者であるために会員は支部を盛りたて、会は国民と会員のために一生懸命汗をかく。

一会員として。私が20数年前に入会したときと社会情勢や登記所の状況が大きく変わってはいるが、当時、右も左もよくわからない新米土地家屋調査士に優しく親身になって教えてくれた先輩土地家屋調査士の有難みや優しさは本当に嬉しく感じ、今でも忘れられない思い出である。このようなことは支部会員同士ならではものと思っているし、入会して20数年経た今は自分もそうありたいと思っている。

会員相互の親睦や地域の特性を生かした支部独自の研修など、支部活動の活性化は土地家屋調査士制度の発展に必要であり、その果たす役割がますます重要になっていると思っている。

3. 「土地家屋調査士の懲戒処分の問題点を考える」

山形会 猪口春生氏

先日、インターネットの無料の官報検索をしました。「土地家屋調査士 スペース 懲戒」と入力

したら、過去1か月に6件ヒットしました。1か月に6件、ということは1年間に72件位有るであろうと予想できます。

私たち一般の土地家屋調査士は懲戒の現状をほとんど知らない訳ですから、無知で、いつも無防備で日常業務をしていたこととなります。

日調連は現状をどのように思っているのでしょうか？問題の認識を持っているのでしょうか？今、日調連では懲戒処分について、自ら集計や検証をしていないそうですが、早急に作業を進めて、会員の周知徹底を進めるべきです。

今、ちまたでいわれている懲戒制度の問題点を5つ紹介します。

1、懲戒処分権者は法務局長でいいのでしょうか？

調査士の資格は法務大臣から授与されます。その資格を剥奪や停止する者は大臣以上でなければ、バランスが取れないではありませんか。

2、除斥制度がありません。

弁護士の懲戒手続きは3年前までであります。調査士の懲戒はるか昔のものまで制限なく対象となっていますし、現に懲戒されている事案があります。

記憶も薄く、証拠となる資料が廃棄されてしまっただけの懲戒では完全な事実調査はできないじゃないですか。

3、会則違反とか、品位保持義務違反などの総論的懲戒理由では懲戒要件が不明瞭です。いつ、どんなことが懲戒事由になるか不安定であるし、人間に失敗は付きものです。

4、戒告については事前に事情聴取はあるかもしれませんが、法定の聴聞が開かれませんが、正式な弁明の機会がありません。

5、法務大臣から出された、平成19年の懲戒処分量定に関する「訓令」は行政手続法第39条の意見公募手続(すなわちパブリックコメント)を経た違法なものです。

今、私は提言します。

1、早急に一般会員に現状の懲戒事案を周知徹底をするべきです。

2、懲戒について、集計、検証、研究を進めるべきです。

3、法律や命令の改正を目指し、調査の確立、事実認定の方法の確立、弁明の保障、異議申立てや取消訴訟の保障、除斥期間の設定、統一された妥当な量定、懲戒要件の明確化を図るべきです。

4. 「土地家屋調査士業務拡大への提言」

福島会 松崎弘昭氏

職域の拡大として、これまで言われてきたような不動産の境界管理業務や用地測量の分離発注、地籍調査への参画といったものとは別に、今年度から法務局との間で具体的に進められていくことになっている筆界特定制度とADRの連携の中に新たな展開を見出していくことが可能ではないかと考えています。

この筆界特定制度がより利便性の高い制度として国民の期待に応え、筆界特定処理の実績を伸ばすことになれば、法務局としても国の機関としての重要性が認められるようになり、今話題になっている仕分け対象から外される可能性が出てきます。

一方、土地家屋調査士にとってはこの制度の中で、筆界特定申請の代理人あるいは筆界調査員として係わるわけですが、豊富な知識と経験を持ったベテランと意欲のある若手を組み合わせることで、我々の生命線ともいわれる筆界調査能力や、ベテランの持っているいろいろなノウハウを次の若い世代に引き継いでいくことができるようになれると思っています。

そして、次の世代を担う土地家屋調査士が高度な筆界特定能力とADRの実践と研修の中で培っている対話能力を十分に発揮して、日頃の業務処理を行っていけば、土地家屋調査士としての社会的信頼度が高まり、将来に向けて土地家屋調査士制度は益々発展していくことができると確信しています。

さあ、そこで今、何をしなければならぬのか。

まず、筆界特定制度が国民にとって利便性の高いものとして、これまでの筆界特定までの標準処理期間を半分にしていくことが必要です。

筆界調査員が2か月程度で意見書を提出し、3ヶ月ぐらいで筆界特定登記官が特定する。そうすることで、東北ブロック管内の取り扱い実績を飛躍的に伸ばしていくことが重要であります。そのために法務局と土地家屋調査士会が筆界特定制度とADRとの連携の取組みの中で、どうしたら特定までの標準期間を3か月

にすることができるかという具体的な方法について、お互い知恵を絞っていかねばなりません。

社会にとってなくてはならない制度として定着していけば、国の予算配分のあり方も変わってくるし、多くの予算がそこに回されることにもなるでしょう。それこそ、国民、法務局あるいは土地家屋調査士会にとって、近江商人のいう“三方良し”の世界が実現できるような気がしています。実質的我々しか関与できないこれらの制度を生かすも殺すも、その選択はそこに係わる土地家屋調査士にあるということではないでしょうか。

5. 「地域の慣習と境界形成に関する歴史的経過の研究」

宮城会 千葉三郎氏

これからお話しするのは私の住んでいる宮城県登米市の城下町のことであります。江戸時代の初期に仙台藩登米伊達家2万1千石が町造り、今で云う土地区画整理事業を58年間かけて行いました。そして、その区画が今に変わらず残っており、このことをお配りした当会の『地域の慣習』ハンドブックに掲載いたしました。この土地の歴史の一端を時代の変遷に沿ってご紹介し、実際に現地を実測し調査した結果についてもご報告いたします。

(中 略)

我々土地家屋調査士の行う一般業務、筆界特定制度、及びADR等における筆界の確認はその地域における筆界形成の歴史的経過と背景を知り、正しい筆界線を探求することです。物事の真実は過去から現在そして未来に延々と続いていきます。過去の筆界形成について十分な知識がなければ、到底現在の筆界を理解することはできません。我々土地家屋調査士はただ現場の状況だけで筆界を判断してはならず、その成り立ちに思いを寄せなければ、正しい筆界の発見は困難ではなからうかと思えます。

今後は筆界の専門家として「地域の慣習」と「境界形成に関する歴史的経緯」を熟知し、なお一層の専門性に応えていかねばなりません。それには各調査士会ごとに法第25条第2項「地域の慣習」について、継続的に資料の収集と分析が必要だと考えます。

6 「土地家屋調査士人生、人生いろいろ」

秋田会 傳農一夫氏

私は土地家屋調査士になって、今年で29年目、来年で30年になります。

私は2代目調査士で、息子が3代目調査士を目指して、補助者として支えてくれています。契約に関することで、勉強になった経験です。

これからの登場人物は仮名を用います。

山林で約5,000 m²のうち、1,000 m²ほど分筆してほしいと取引先の佐藤工務店からの依頼でした。売買価格はとても価値が低いせいか、10万円ほどと聞いていました。土地の所有者は高橋さんで、青山さんが買主で1,000 m²を買いたいと、青山さんが費用を支払うとのことでした。青山さんは歯科医だったので、誰が見てもお金は確実に払いそうだったので、いつものとおり契約も交わさず、立会、測量、境界確認が終了し、所有者、隣接者から印鑑と印鑑証明書をいただき、法務局に分筆登記を申請し、完了しました。後日、登記が完了した成果品と請求書を佐藤工務店に届けました。その後青山歯科医さんから、とても値段が高いので支払うことができないとのことでした。請求額はおおよそ50万円ほどでした。青山歯科医に理由を説明に行きましたが、お金がないの一点張りで、とうとう支払ってもらえず現在にいたっております。ああ一失敗したと思いました。所有者からは委任状に印鑑はもらっていましたが、支払者が青山歯科医で契約を交わしていなかったため、支払い請求権も行使できないので、とても悔やまれます。今はその経験が教訓となり、お客さんと契約書を交わすようにしております。お客さんも契約書を交わすと、案外安心して依頼に応じます。でも、今でもあの50万円が入金になったら、旅行とか、食事とか行けるのと思ひ出します。

私の先輩でもあり、助言者でもある父は仕事の依頼を受けると事前にお客さんと契約書を交わすのはお客さんに対して失礼だと思っているようです。

しかし、私はこの出来事から教訓を得て、契約書を交わすことはむしろ、双方に信頼関係や良い意味での責任感を生じさせるということを学びました。

失った50万円のことを考えると、一時は残念ではありませんでした。でも、今は気持ちを切り換えて、

新たな仕事を見出して、失ったものを挽回しようと考えています。

7 「土地家屋調査士の新しいビジネスモデル」

青森会 三戸靖史氏

近年、この業界は測量技術、立会技術の2つの技術ばかりがクローズアップされ、あたかも土地家屋調査士のすべてであるかのように議論されますが、残念ながらこれでは並みの土地家屋調査士にしかたれません。

もっといえば、「測量技術」は当然に重要ですが、単に写真のようにデジタル化するなら測量士という適職があります。

しかし、土地家屋調査士はデジタル化したデータを「分析」するところに測量士との違いが見出せます。最近は小さいときからデジタルで育った若い世代を中心にGPSやCADで数値をいじくって、何でも解決できるデジタル崇拜に陥っている雰囲気を感じますが誤りです。

他方、「立会技術」こそ言うまでもなく土地家屋調査士を基礎づける中核です。これはデジタル化したデータを分析して、人相手に説明し、納得いただくという困難な仕事ですが、地味な仕事で社会的にはなかなか評価されてきませんでしたし、これからもそう容易ではありません。

だからこそ、今、法的サービスの専門家であることをセールスポイントとして土地家屋調査士制度を世間に知らしめるのであれば、民事系のみならず行政法も意識し、測量技術・立会技術+法解釈をベースに議論できる能力を持った調査士像を打ち立てる必要があるのです。

倫理規程のもとでは1人の土地家屋調査士に補助者2人くらいが限界で、これまでの単価では売り上げには限界があります。しかし、測量技術・立会技術に加えて法律家としても評価されるならば、その個別の報酬単価は高いものになりうるのではないかと。そして、測量技術を駆使する法律家として活躍できる分野を開拓していく。これが私が考えるこれからの土地家屋調査士の新しいビジネスモデルです。具体的なモデルは提示できておりませんが、今もやっているじゃないかと言われる方もいらっしゃる

るでしょう。しかし、法律を使いこなす、そんな意識はあまりありませんよね。ですから、手始めに行政法を学んで、それから次のステージを目指す。目標設定は高く、法律家たらしとするその姿勢こそが重要であると考えているのです。

総 評

関根日調連副会長

今回の弁論大会の総評として、以下のように述べられた。①「支部はもういない」、②「支部の再編について」は土地家屋調査士制度制定60周年を迎えるにあたり、土地家屋調査士会の組織変えを行うことについて、各土地家屋調査士会が取り組んでいかなければならない大きな課題であり、何よりも会員同士のコミュニケーションをとっていけるような組織作りが大切である。

③「土地家屋調査士の懲戒処分の問題点を考える」については講演の中で、日調連は懲戒事例の集計を行っていないという部分について、日調連総務部は集計を行っているという報告、先般作成した懲戒事例集については過去3年分の事例を取りまとめ、各土地家屋調査士会役員へ配布することとなったと説明。しかし、懲戒事例集を使用した研修会を各土地家屋調査士会で行うことについては可能であるので、是非研修会を開催していただくよう呼びかけた。

④「土地家屋調査士業務拡大への提言」については筆界特定とADRのコラボレーションの中に業務拡大の可能性があるのでないかという意見に対して、国民からの信頼を勝ち取っていくことで業務拡大へ繋がっていくはずであるので、是非、会員一丸となって頑張っていたきたい。

⑥「土地家屋調査士人生、人生いろいろ」については、失敗談をこの講演会で述べていただいた勇氣に感謝するとともに今日、出席している会員方にも今後気をつけなければならない良いアドバイスとなり、大変素晴らしかった。

⑦「土地家屋調査士の新しいビジネスモデル」については法律関連専門職として土地家屋調査士は行政分野について、もっと学習すべきという意見について、業務分野を広げていくという意味では大切なことである。

柴山武協議会会長

始めに皆さんの素晴らしい講演に対してお礼を述べ、次に総評へ入った。

①「支部はもういない」、②「支部の再編について」についてはオンライン申請が普及し、登記所に行かずに登記が完了することが多くなってきている現状の中で、支部間の活動が変化してきており、支部は役目を終えたのではないかという意見、また、登記所が統廃合されてきている遠隔地についてはこれまで登記所が行っていた役割を土地家屋調査士が担っていくという意見など、支部の形態についてはいろいろな意見が出ていると思われるが、これから各土地家屋調査士会が取り組んでいかなければならない大きな課題であることを痛感したと述べた。

③「土地家屋調査士の懲戒処分の問題点を考える」については法務局に寄せられる苦情の対応について、一部では申立人の態度によって、処分の対応が変わる等の話を耳にしており、懲戒の手續保証を確立していくことが今後の課題であると述べた。

④「土地家屋調査士業務拡大への提言」については土地家屋調査士の未来像へ関する提言を具体的にまとめあげており、非常に素晴らしかったと感想を述べた。

⑤「地域の慣習と境界形成に関する歴史的経過の研究」については真摯に目的を受け止め、研究をされたことに対して賛辞を述べた。

⑥「土地家屋調査士人生、人生いろいろ」については失敗談を織り交ぜており、日常業務においてたいへん参考になる講演であったと感想を述べた。

⑦「土地家屋調査士の新しいビジネスモデル」については行政法を研修会に取り入れ、学習していく必要があると述べた。

最後に連合会からの指示を待つだけではなく、東北ブロック協議会からも活発に提案を行い、東北ブロックを盛り上げていくと締めくくった。

弁論大会出場の皆様、本当にご苦労さまでした。

1人10分程度の弁論時間であり、紙面の都合上皆様の弁論内容を大幅に割愛させていただいたことをお許しください。

第4回 専門家と共に考える災害への備え 市民力編

～今こそ首都直下地震に真剣に向き合うとき～

東京土地家屋調査士会副会長

災害復興まちづくり支援機構代表委員 菊池千春

災害復興まちづくり支援機構と東京都とが共催した標記シンポジウムは、東京都庁第一本庁舎5階大会議場において、平成22年7月16日(金)に開催された。平成19年の第1回目から続くこのシンポジウムは、同年1月11日付けで東京都と災害復興まちづくり支援機構正会員14団体(現在は19団体と締結されている。)(付記1)との間で締結された「復興まちづくりの支援に関する協定書」に基づき開催しているものである。(協定書の内容は、同支援機構のホームページ「<http://www.j-drso.jp/>」をご覧ください。)

明日来るかもしれない首都直下地震。その被害想定は阪神・淡路大震災とは比較にならない規模の損害と東京都が発表している。現在、東京都は「安全・安心なまち」・「にぎわいのある首都東京」を再建復興の基本目標とし、想定する被害を少なくするという「減災」方針のもとで、震災前から地域づくり活動など地域の課題に取り組みをしているところで、東京土地家屋調査士会は他の正会員18団体とともに地域協働復興模擬訓練(付記2)や都市復興模擬訓練(付記3)に参加し、専門的助言をするなど協力しているところである。

基調講演 「地域力・行政力・市民力が協働する震災復興について」

講演者：首都大学東京大学院教授 中林一樹氏



第1部の中林一樹氏は首都大学東京大学院教授の肩書きのほか、平成15年3月に東京都が策定した「東



京都震災復興マニュアル」作成に係わり、中心となって助言した。また、内閣府における「首都直下地震の復興対策のあり方に関する検討会」の委員を務めるなど都市防災の第一人者である。

M7クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は首都直下型地震約70%、東海地震約87%、東南海地震約60%及び東海地震約50%と推定されている。

内閣府は、建物被害と人的被害について(東京湾北部地震M7.3、冬18時、風速15 m/sの時)、次のように公表している。建物全壊棟数と火災焼失棟数は、約85万棟と想定される。その内訳は、火災焼失によるものが約65万棟(77%)、揺れによるものが約15万棟(18%)、そして、その他の5%は、土地の液化化や急傾斜地崩壊等である。また、死者数は約11,000人と想定される。その内訳は、火災によるものが約6,200人(55%)、建物倒壊によるものが約3,100人(28%)、そして、その他の17%は、ブロック塀等の倒壊、急傾斜地崩壊及び交通被害等である。また、負傷者数約37,000人、瓦礫発生量は約9,600万トンである。

中林氏によると建物被害は阪神・淡路大震災規模を「1」として、東京では「4～5」、神奈川・埼玉・千葉では各「1」とのこと。このことから、東京は想像絶する大規模な被害になることが想像できる。しかし、近県都市部も阪神・淡路大震災規模と同じ数

値であるならば、決して安心はできない。

内閣府は次の3つの復興テーマを検討した。

テーマその1は住宅の再建や生計の確保、日常生活の回復等及び住民生活に係る復興の「生活復興」。その2は経済中枢機能の維持、企業の事業継続に係る支援及び雇用の維持・回復に係る「経済産業復興」。その3は都市の復興計画策定の推進、土地利用の制限と効率化及びまちづくりの推進に係る「都市復興」である。このように復興にはいろいろな問題や課題があり、個人的あるいは資格者団体として対応を行なうであろうが、東京都震災復興マニュアルは阪神・淡路大震災における復興プロセスから学んだように、我々土地家屋調査士(会)も過去の災害報告を無駄にしないよう検討し、それを社会に対し提言すべきであろう。

中林氏は復興には「都市再開発事業や土地地区画整理事業等の住まいと街のインフラの復興」に約76兆円、「避難所費用や震災廃棄物処理費用等の応急対応の費」に約10兆円、そして「生活再建支援や産業復興支援等の生活・雇用・福祉・文化など人間と社会の復興費」に約26兆円と復興に要するお金は合わせて約112兆円と報告された。

2010年の日本国家予算は92兆2,992億円であるから、もしも首都直下地震が発生した場合、日本の国の将来を左右する事態になりうることなのである。

中林氏は首都直下地震からより良い復興への取組課題とその方向を示した。それは次のとおりである。

1. 「新たな防災まちづくり推進方策を確立する」

そのためには、①木造密集市街地の防災まちづくりの新展開を、復興まちづくり訓練を通して目指そう。②復興で目指すべきまちの目標像を、復興まちづくり訓練で語り合い、都市計画マスタープランに書いておこう。③地域力・行政力・市民力の協働による取り組みをする。

2. 「直後対応で被害軽減がより良い復興を可能とする」

そのことで被害の拡大を防いで軽減できれば、より良い復興が可能となる。

そのためには、①火災防御の重要性と地域力による初期消火を防火訓練で磨いておこう。②2,100万人の外出者や750万の避難者など、膨大な被災者対策と、安心資源としての住宅の耐震化は、地域力の自助が基本となる。③避難所や生活物資の不足も自助共助の地域力と行政力の協働で行なう。

3. 「復興対策の事前準備を継続し実践する」

そのことで時限的市街地は、復興まちづくりの拠点、地域力・行政力・市民力の協働で可能となる。そのためには、①都市か住宅か、産業か生活か、復興の対象と目標像にかかわるジレンマとトリアージは被害想定に基づいて事前に話し合い、都市計画マスタープランに書いておこう。②事前に高めていた「地域力・行政力・市民力の協働」による事前からの取り組みで可能となる。

このように大震災からの復興には市民一人ひとりの力(自力：自助)、地域における市民相互の助けあう力(地域力：共助)、NPOやボランティアの力(市民力：共助)、そして、行政の力(行政力：公助)の4つの主体の協働と連携が不可欠であり、合意形成しながら取り組むことが大事であると話された。

これまで、中林氏が話された対策を東京では模擬訓練という形で各市区町村内に於いて実際に行なわれている。住民主体の震災復興まちづくりにはその地域の住民+役所+専門士業が加わり、住まいや仕事、どのようにまちの復興をしていくか、一緒になって考える訓練をしている。地域コミュニティを平常時から作っておくべきことの大事をこのような訓練を通して知るのである。

「震災復興における専門家の役割 —敷地境界の問題について—

報告者：日本土地家屋調査士会連合会会長 松岡直武氏



第2部の震災復興を支援する市民(土地家屋調査士と阪神・淡路まちづくり支援機構の一員)として、日調連松岡会長に「敷地境界の問題について」報告者として災害復興まちづくり支援機構がお願いした経緯は次のようなことが発端である。

東京都の東京都震災復興マニュアルに基づく地域協働復興模擬訓練の中で、参加している住民から必ずと言って過言でない質問が出る。それは元のところに戻り、住宅を再建したい。あるいは分筆して権利

を移動したい等のとき、敷地境界が不明でも大丈夫だろうか、と「境界と地図」のことについて問われる。

それでは都市型災害といわれる阪神・淡路大震災のときはどのような対処をしたのだろうか。阪神・淡路大震災は平成7年1月17日午前5時46分の揺れから始まり、僅か十数秒でその被害は甚大なものになり、それは日を追うごとに被害が大きくなり、住家の全壊・全焼が約11万棟(約20万世帯)、半壊が約14万棟4千棟(約27万4千世帯)の合計約25万棟(約48万世帯)であった。我々の業務に関係するものとして、国(法務局)による建物の職権滅失登記申請件数は約10万2,800棟であったと会長から報告されたが、建物の位置等を特定するための建物図面が法務局への備え付けが少なかったことから対象建物の特定に相当手間取ったようである。被災者生活支援法に基づく支援金や税の減税、義援金の配分に左右するり災証明発行の調査の際も所有者と家屋の特定を誤りなく、かつ、早急に判断するためにも国民には建物を登記してもらう必要がある。

ゆえに日調連が行なっている未登記建物解消キャンペーン、大賛成である。

インフラ整備にも土地の境界の明確化は必然であり、復興の第一歩は境界の画定であると会長からの報告であったが正にそのとおりである。

阪神・淡路大震災による土地境界の混乱の原因は、①火災による建物敷地境界の混乱、②建物・工作物の解体撤去による境界標識の亡失、③地殻変動による地表面の移動、であったと指摘された。

①と②は一刻も早く復旧のための次の作業をしたい、震災後初期の復旧作業に起こりうることである。作業員は境界標識や占有状態を表していた塀等が、あとで境界確認作業の手掛かりになることなどを考えず瓦礫の撤去作業時に解体してしまったようである。しかしながら、自衛隊員は後の復興を意識し残して作業をしていたとのこと。2次災害の恐れとなる塀等の瓦礫撤去はしょうがないとして、不動産登記規則第77条第1項第8号の永続性のある境界標は復元に有力な手掛かりとなるものであるから大切に扱ってほしい、そして、境界標識についてももっと国民に知ってもらう必要がある。

孫子の兵法「動かざること山の如し」のように「不動」の不動産と思っていたが、地震で「動くこと大地の如し」と比喩され、③の地殻変動についての会長の説明に聞いた一般の聴講者は一度画定した境界は

移動しないものとこれまで信じていたから、さぞや驚かれたと思う。

水平地殻変動と筆界の考え方について、平成7年3月29日法務省民三第2589号をもって回答された後、神戸地方法務局は登記の取り扱いに関するQ&Aを発表した。

一例として、(Q)地表面の移動によって土地の区画の形状が変化を生じている場合はどのように対処すべきか。(A)関係土地所有間での筆界の調整は実質的には合意を尊重するものであって、通常の見取りと変わるところはない。なお、区画の形状の変化に伴い地積に変更が生じているときは地積の変更の登記を要する。

このように「合理的な合意を尊重」としたフェーザーな取り扱いであったことから、実際の調整局面では問題を解決することができたと報告された。

このQ&Aは平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震のとき、新潟地方法務局では対応マニュアルの中にそのQ&Aを取り入れていたことを参考に記す。

境界の混乱からの脱出に一専門家だけで解決することは困難なことから土地家屋調査士・弁護士(規約書作成)・司法書士(所有権移転)・税理士(面積の増減についての清算)・建築士(総合的アドバイザー)等の専門家が連携をはかり、協働で対応したとのこと。結果、住民の要望を専門的な立場で行政と折衝でき、住民の多数が望んでいる境界である現況構造物を生かした道路境界線について合意形成できた。そして、この活動を通じて報告者は一つの専門分野では何も出来ないことが良く分かったと報告された。そして、このような連携は災害が発生してからではなく、平常時から組織づくりをしておく必要があるという。なぜなら、震災後1年と7ヶ月余りの平成8年9月4日に6職種の職能9団体専門家職能団体「阪神・淡路まちづくり支援機構」が設立したが、この職能団体が早く設立し活動していたなら、もっと早い復興を実現できただろうと。

震災において、その復興にあたり、土地家屋調査士は市民から必要とされ、そして、信頼されたという。また、被災地区内の土地家屋調査士は自らも被災を受けているのにもかかわらず日夜奮闘し、境界に関する紛争の防止や調整、境界復元や地図の作成等に努めたという。私は平成16年に神戸へ赴き、神戸市役所の職員と地元町会長から復興過程を直に聞き、先記のことがゆるぎない事実であることを確

認した。日頃から「国民から必要とされ、かつ、信頼される土地家屋調査士に」と話す会長の言葉は実体験から得たものであろう。

「災害は忘れる間もなくやってくる。備えあれば憂い少なし。」「杭を残して、悔いを残さず。有事の備えは平時から。」の格言(名言)は頭の中では理解できることではあるが、実行することは難しい。あえて、報告の最後にもってきた先の言葉は経験者として会場の聴衆者に心深く刻んでもらいたいと思う、切なる報告者の願いだろう。

今回のシンポジウムは3部構成となっており、第1部が基調講演「地域力・行政力・市民力が協働する震災復興について」首都大学東京大学院教授 中林一樹氏の講演。

第2部は「震災復興を支援する市民とは」のテーマで3事例報告がされた。その内訳は①「震災復興における専門家の役割—敷地境界の問題について」【報告者：日本土地家屋調査士会連合会会長 松岡直武氏】・②「事前復興訓練の可能性と専門家支援のあり方(都市復興模擬訓練)」【報告者：首都大学東京大学院助教 市古太郎氏】・③「豊島区上池袋地区復興まちづくり訓練からの報告(復興まちづくり訓練)」【報告者：上池袋町会長 山崎和弘氏と豊島区建築審査課長 末吉正伸氏】であった。また、第3部は基調講演と事例報告を聴講された会場の方々と情報交換“ラウンドテーブル”であったが紙面上の都合により、一部割愛しましたこと深くお詫び申し上げます。

文中に記した「災害復興まちづくり支援機構」・「阪神・淡路まちづくり支援機構」のほか、神奈川県に



は「神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会」、静岡県には「静岡県東海地震対策士業連絡会」、宮城県には「宮城県災害復興支援士業連絡会」の団体が組織され(あるいは準備中のところもあると思う)、それぞれの地域で個々の活動をしているところですが、今後はこれらの組織と横断的な関係を持ち、支援活動の連携がとれるよう「ネットワークづくり」をするべきだろうと、執筆者としての感想である。

今回のシンポジウムには、土地家屋調査士関係者が大勢参加していた。

まだ、災害復興まちづくり支援機構のような組織がない地域は土地家屋調査士(会)が中心となって組織づくりをしてほしい。

東京の「災害復興まちづくり支援機構」はその連携の輪を広げるべきネットワーク化実現に向けて活動を始めたところである。

(写真提供：東京都)

(付記1) 災害復興まちづくり支援機構正会員について (19団体)

①東京土地家屋調査士会・②(社)東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会・③東京弁護士会・④第一東京弁護士会・⑤第二東京弁護士会・⑥東京司法書士会・⑦東京税理士会・⑧東京都行政書士会・⑨東京都社会保険労務士会・⑩(社)中小企業診断協会東京支部・⑪(社)東京都不動産鑑定士協会・⑫(社)東京都建築士事務所協会・⑬(社)再開発コーディネーター協会・⑭(社)日本建築家協会・⑮(社)日本技術士会・⑯(社)全日本土地地区画整理士会・⑰(社)東京公共嘱託登記司法書士協会・⑱日本公認会計士協会東京会・⑲日本弁理士会関東支部

(付記2) 地域協働復興模擬訓練について

都内の特定の地域を選定し(平成15年度から18年度までの4年間、都内21地区において実施)、参加住民が主体となり、区市町村と協力してまち歩きを行って、復興資源や危険なものを地図上に整理し、地域課題の調査や検討、解決策をみんなで話し合うワークショップ形式の訓練です。

(付記3) 都市復興模擬訓練について

地域協働復興模擬訓練は住民が主体で行なわれますが、都市復興模擬訓練は東京都内の区市町村の担当職員が対象となっています。(平成10年から始まり、今年で13回目の訓練を行なっています。)内容は震災後の被害状況の把握、建築制限の指定や復興まちづくり計画を策定するに至るまでの都市復興の手順について確認するという訓練です。

完全復元伊能図全国巡回フロア展 in 松江

島根県土地家屋調査士会 総務部長 森脇照美

日時：平成22年6月24日(木)、25日(金)、26日(土)、27日(日)
場所：松江市総合体育館

平成22年6月24日(木)～27日(日)の4日間、島根県松江市において「松江開府400年・藩校サミット開催記念・伊能忠敬日本測量開始210周年記念・完全復元伊能図全国巡回フロア展in松江」が開催されました。

2010年は伊能忠敬が測量を開始してから210年になるということで、伊能大図、中図、小図の原寸大複製を制作し、一堂に展示する全国巡回フロア展が東京都の多摩から始まって、この島根県松江市でも開催されました。

私は、伊能図は測量を業としている私たちのある意味での原点であるという思いで参加しました。

開催期間中の総入場者数は延べ3,600人でした。誰もが正確で美しい伊能図の魅力を堪能することができたことと思います。

展示場の体育館の床には畳214枚分の大きさで、一周300mもある伊能大図と伊能中図、伊能小図の複製が並べられており、地図の上をじっくり歩きながら観察することができ、210年前の日本の国に思いをはせることができました。私も北海道から順番に小旅行の気分で巡っていきました。美保関の地元の人のみぞ知る、ほんの数メートルの小さい鯨島くじらじまもありました。(普段、何回も通っていても見逃すくらいのほんの小さい島ですが。)

水の都松江の象徴の宍道湖も描かれていましたが、宍道湖の「宍」の字が「完」という字で書かれてい

ます。間違いではないのかなと思いましたが、これは間違いではなく、「完」は「宍」の異体字で江戸時代の文書には「宍道湖」を「完道湖」と書いてある事例が多く見受けられるようです。宿場、神社、湊、天測地等にも記号が付されていて、大山(鳥取県)や、隠岐島等の高い山はいろいろな場所から測って位置の確認をしていたようでした。地図から測量隊の足跡もなんとなく見て取れ、全て手書き(当時とすれば当然のことですが)で描かれており、趣もあり、非常に感慨深いものでした。

地図は野帳に書かれた海岸線や街道筋の測量の結果から作られているそうです。

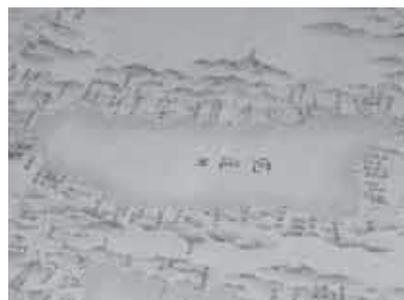
この野帳には各地点で測量した距離と、北からの角度といった数字しか書かれていません。測量か

ら帰ると、白紙に平行線を引き、その線の上に始まりの点の針穴を開け、ノートに書かれた次の点までの角度と実際の距離を元に、縮尺を白紙の上で測り、次の針穴を開けます。これを次々と繰り返して、針穴を線で結んで1日分の地図が作られます。(まさに現在の測量の原理ですね。)これを合わせて、大きな原図ができ上がります。この原図からは、主な場所に針を刺して作られる写しや縮小した地図も作られましたが、コピー機のない時代だったので、これは大変な作業だったと思います。

現代の測量技術もないあの時代に実に正確で、美しく、精密な描写がよくできたものだとすっかり魅せられてしまいました。と同時に偉大な事業を成し遂げた志の高さと、バイタリティに心を打たれ



伊能忠敬の足跡 島根県美保関町の鯨島
(こんなに小さい島も測量していました。)



島根県松江市付近の伊能図



フロアー展会場の松江市総合体育館入口の開催前の風景
(日調連作成の横断幕の前)



フロアー展開催セレモニーのテープカットの風景
(写真左側：島根県土地家屋調査士会安達副会長)

て、伊能忠敬とはどういう人物であったのか、歴史をたどってみました。

伊能忠敬は18歳のとき、下総国(千葉県)佐原の伊能家の婿養子となりました。

彼が伊能家に来たとき、家業(酒造)は衰え、没落しかけていたのですが、忠敬は、節約を徹底するとともに本業以外にも薪問屋を江戸に設けたり、米穀取り引きの仲買をして、約10年間で完全に経営を立て直しました。38歳のときの天明の大飢饉(1783年)では、私財を投げ打って地域の困っている人を救済したり、名主や村方後見として地元のために尽くしました。

また、若いときから学問を好み、数学、地理、天文書に親しんでい

たようです。

江戸(浅草)に星を観測して暦を作る天文方暦局があったため、49歳で家業を全て長男に譲り、幼い頃から興味をもっていた天文学を本格的に勉強するため、江戸へ行きました。江戸に出て、この当時の天文学の第一人者である幕府天文方、高橋至時の門下生となり、暦学・天文学を学びました。(高橋至時はそのとき32歳で、忠敬より19歳も年下でした。)忠敬は家業を通して、長年、人を使う立場にあった人であり、20歳も年下の若者に頭を下げて弟子入りにすることに抵抗もあるだろうに学びたいという向学心に比べて、世間の常識は取るに足らないものでしかなかったようです。

人生50年といわれていたこの時代に隠居後はのんびりと余生を送るのが普通であるのに、50歳から勉強のために江戸へ向かおうという知識欲、知的好奇心の強さには驚きます。

「地球の直径は一体どれくらいなのか?地球の大きさを知りたい!」という好奇心を満たすために50代後半から、17年もかけて日本全国を実測し、4万キロを踏破したなんて…当時の平均寿命を考えても海岸線など、険しい道なき道に等しい場所も根気よく測量し、正確に緻密に描いていったのはまさに偉業です!忠敬が残してくれたものは地図だけではなく、“成せば成る”という人間の底知れない可能性をも教えてくれています。

京都境界フォーラム 2010

京都土地家屋調査士会 研修部副部長 谷口明治

土地家屋調査士制度制定60周年記念事業第一弾として、境界標の意義と重要性を再認識、再考する「京都境界フォーラム2010」が早稲田大学法科大学院教授 山野目章夫氏を迎え、本年6月26日京都都会館会議場で開催されました。

当日はあいにくの雨模様でしたが、京都会会員、近畿ブロック会員、一般を合わせて145名の参加者がありました。山野目教授による講演は、午前に会員を対象として「境界標識の意義について」を研修していただき、午後には会員及び一般参加者も対象とした基調講演「境界標識と市民生活の安心、安全」をお話いただきました。また、基調講演後には京都府宅地建物取引業協会会長 鍵山氏、全日本不動産協会京都府本部 長坊氏、京都府不動産鑑定士協会会長 中崎氏、京都土地家屋調査士会 池谷総務部長を討論者として壇上に迎え、討論進行役 中邨理事のもと、コーディネーターとして山野目教授による討論会が開かれました。以下、当日の資料を基にして、紹介させていただきます。



山野目章夫教授

会員研修「境界標識の意義について」

序／地籍とは何か

1 地籍の営み

- 1-1 2010年国土調査法改正
- 1-2 第6次国土調査事業十箇年計画

2 地籍の成果

- 2-1 成果の観念的表現——地図の座標値
- 2-2 成果の具象的表現——現地の境界標

結／観念と具象との相克——座標値と境界標との葛藤

まず、作家松本清張の「ゼロの焦点」のことが話されました。都会で結婚した新婚の夫が出張すると告げて旅立ちますが、いつまでも帰ってきません。困った若妻が北陸の村を訪ねると、やがて驚愕の事実が明らかになります。彼はすでに死んでいたのですが、実は二つの名前を持ち、都会と北陸とで全く異なる人物として人生を歩んでいました。北陸には別に奥さんもいました。

もし、ある同一の人に全く異なる名前で戸籍が二

つある、ということになったら、どうなるでしょうか。いくら戸籍を見せて自分は独身であると言い張っても、誰も信用しなくなりますね。土地も同じです。一つの土地に二つの登記記録がある、ということになると、誰がその記録を信用しますか？一つしかないからこそ、信用できるのです。例えば地図混乱地区で登記簿を見せられても、その土地がどこにあるか、本当に言われている位置でいいのか、不安になりますよね。

以上のような問題提起のあと、地籍とは何か、について話されました。これは今回のフォーラムの境界標への前振り、としてのものです。

人には戸籍があるように土地には地籍という考え方が存在し、地籍とは土地の位置と所有者を明らかにする営み、またはその成果であるといえます。また、地籍の営みを考えるとき、地図を作る作業が重要であります。地図を作る、一口で地図を作ると言いますが、地籍調査によるものも、土地改良図、法務省所管事業である地図作成作業などありますが、その中でも国土調査法が改正され、注目されるものは「都道府県又は市町村は国土調査を適正

かつ確実に実施することができる」と認められる者として、国土交通省令で定める要件に該当する法人にその行う国土調査……の実施を委託することができる」とする制度(国土調査法の新規定第10条第2項)です。都道府県または市町村が一定の要件を満たす法人に国土調査に係る調査や測量を委託することを可能とするものです。どのような法人を実際に受託主体として考えるかは今後、国土交通省令において定められます。ここに土地家屋調査士の活躍する場があるのかもしれませんが。

その後、そもそも境界って何?について話されました。筆界と所有権界、土地家屋調査士としては聞き覚えのある話でしたが、それにより土地の何が明らかにされるのか、には答えることができませんでした。

続いて、境界標についてです。

境界標であるもの、あるということは社会通念上境界を指し示す役割を担っているものでなければなりません。例えば、土地の上にある石はそれが偶然に境界の上に所在するからといって、ただちに境界標となるものではなく、その石に境界を指し示す役割を担わせるという人間による意味づけの行為があって初めて境界標となります。そのように考えたとき、一方の所有者が境界標であるといい、他方の所有者が境界を示す境界標ではない、といった場合、それを境界標と性格づけることは相当ではありません。

そして、何よりも境界標として認められる最も確実な工夫は境界標をなす物が一般に境界標と見られる形状を具えているものとするにほかなりません。これらの事情が認められる場合に境界標であると認められ、それに対し一応の民事上・刑事上の保護が与えられて、それが示す境界に異論のある者は法律上の手続を経て、正しいと信ずる境界を公的に承認させる手順をとらなければなりません。その手順を経て、新しく形成される境界に即して、境界標を移したり設けたりすることができることは、言うまでもありません。

境界標の概念に関する次の問題として、境界標は人工の構造物でなければならないか、という問題があります。そして、その解答は必ずしも人工物であることを要しない、というべきでしょう。境界の上に存する立木で自然に生立しているものに関係者が境界標としての意味を与えるならば、それは境界標

であり、それを伐採する行為は境界損壊罪を構成する、ということでした。

そして、境界を示す境界標は位置が固定していなければならない。境界標に対する評価はこのようなものであります。では、境界標はどのような物理的な存在であるべきでしょうか。この観点からはそれが土地の境界を示すものであるという性質から、不動のものでなければならないと考えられます。ここに不動とは測地系上の座標値が不変であるという意味でなく、現地において地表面に対して不動であるという意味です。それは、地表面に対し位置が固定していなければならない、ということにほかなりません。

そして、必要とされる固定性は固着性と永続性を具えなければなりません。固着性とは動かないことであり、また、永続性とは一定の時間的な長さをもって固着性が安定して保たれることです。たまたま境界の上に自転車を置いていても、それは土地に対し固着していないから、境界標とはなりません。同様にたまたま、境界の場所に存在する砂粒も移動の可能性があるならば、境界標とはなりません。

しかしまた、そのことは裏返すならば、動かないものであるならば、岩石であっても境界標となります。移動が想定されない置石はしたがって、境界標であり得ます。その上で、位置の固定ということ過度に強調するならば、境界標は土地に定着していなければならないと考えがちであり、典型的には境界標は土地に埋め込まれていなければならない、とも考えがちですが、そのように考えることは適当でないでしょう。実際に用いられる杭はもとより、土地に埋め込まれるものも少なくありません。それは多くの事例において、民法の通則に照らすならば、土地の構成部分として土地に強く附合するものであると考えられます。しかし、塀のように土地の構成部分になっておらず、土地に定着する工作物であっても、境界標であり得ると考えられます。境界上に所在する立木も同じです。さらにまた、境界標が土地そのものの定着物でなく、土地の定着物である建物などの工作物に埋め込まれて、これに附合するものであると考えられるものも多々見られます。そのようなものも土地の定着物ではないけれども、土地に対し位置の固定が認められる限り、境界標であり得ます。

前に書かしていただきましたが、境界標は人工の

工作物である必要はなく、境界線または境界点の上にある岩石や樹木であっても問題なく、よく境界石とか言われるものがそれです。これに対し、人工の工作物である境界標は杭を地面に埋設等して設けられることが多く、土地家屋調査士の実務はこの境界杭の設置そのものであると言ってよいでしょう。

そのようにして埋め込まれた杭の表面を見たとき、その面の中心が境界点を指し示すという、これも素朴なイメージを抱いてしまいます。古い杭の中には実際、街を踏査する際に面に十字が描かれていることがありますから、その十字の二つの直線の交差する点が境界点であると見てしまうことも無理がないでしょう。そして、その交差する点が本当に境界点であることもないではありません。その場合はよいとして、そうでなく、その面のいずれかの辺が境界線に当たる場合において、十字の中央は無意味な点であることになりまますから、かえって十字を描くことは関係者に誤解を与えます。現実にも市街地においては境界線そのものの上に外壁があることが多く、そこに杭を打つことはできません。そこで近時はその外壁に接して杭を打ち、その露出面には矢印を描いて、境界である線または点を指し示すことが行なわれます。これがもっとも周到な実務処理であることでしょう。この場合において、普通、描かれている矢印が指し示す方向の角が境界点を表わし、または矢印の方向が指し示す辺が境界線を表わします。決して、矢印である図形の先端そのものが何かを意味するものではありません。

以上のような資料を基にされた、教授の話は終始分かりやすく、また考えさせられるものでした。配付された資料には境界標に関するいろいろな意見がいろいろな角度で書かれており、一義的に決めてはいけないという戒めも含まれており、大変興味深く読ませていただきました。また、松本清張の小説の導入部から、最後のくだりのうつけみのことへと非常に取っつきやすい形で作成してありました。しかし、講演の本質部分に関しては隙なく網羅されており、ただただ感心するばかりでした。遊び心は講演の資料日付に見られました。2010年6月26日未定稿とありました。この疑問は講演開始とともにすぐに解けました。講演の資料には問題文があり、それに対する回答を選択肢より選択していく、というも

のでした。そして、講演を聞き終え、設問の10問すべての解答を書けたとき、この資料は完成する、だから今は未定稿なのだ、という説明でした。これには出席者もうかうか寝れない状況となりました。

午後の一般向けの講演は

- 1 なぜ、境界標か。
- 2 なぜ、境界か。
- 3 不動産の取引において、地積に関し、法律はどのようなことを定めているか。
- 4 不動産の取引において、地積に関し、実際の契約においてはどのようなことを決めているか。
- 5 不動産の取引において、土地の境界に関し、実際の契約においてはどのようなことを決めているか。
- 6 境界は明示することのみでよいか。
- 7 地積に関する更正の登記とは何か。
- 8 地積に関する更正の登記はどのようにしてするか。
- 9 地図と公図と比べると…
- 10 境界標を設置するにあたり、どのような気配りが必要であるか。
- 11 境界標を維持するにあたり、どのような気配りが必要であるか。
- 12 なぜ、境界標は大切か。

以上のような項目で順に講演がなされました。参加者は不動産業界関係者、鑑定士、他に一般の参加者もあり、また、法務局からの出席者もおられ、土地家屋調査士以外の方にも分かりやすい話でした。境界標の設置は素人はしないほうがいい、とかもありました。その中で、設置されている境界標を守っていくことの大切さも話されました。

その後、京都府宅地建物取引業協会会長鍵山氏、全日本不動産協会京都府本部長坊氏、京都府不動産鑑定士協会会長中崎氏、京都土地家屋調査士会池谷総務部長を壇上にお招きし、コーディネーターを山野目教授にお願いして討論会が進められました。

まず、山野目教授の説明があり、その中で「外からの批判に耳を貸そうではないか。」との言葉がありました。ともすれば、土地家屋調査士のみの内輪



での話に盛り上がりますが、せっかくの60周年記念事業なので、その一歩外へ、との思いも語られました。討論会の中で、不動産業界の出席者からは不動産業界の土地取引に関する問題や、要望、筆界特定に関すること、また境界標設置は重要なことで後々の紛争予防になることは重々承知しているが、不動産決済時間との兼ね合いがあり、なかなか難しい等の意見が聞かれました。その中で、今行われている筆界確認書の形式ではなく、もう少し軽便な方式で境界が確認が行える方法を検討できないか、等の提案もありました。

また他方、住宅ローンで金融機関から融資を受けるに際して、境界の不明な土地に対しては融資を行わない、とか融資金額が減少するといった事案も述べられました。いずれにせよ、境界が不明、明示されていない物件は購入された市民が不利益をこうむる恐れもあり、不動産取引に携わる者として、境界を明確にすることを省略しようとするのは利益とはならないといった考え方でした。

さらに鑑定士協会からは裁判所から依頼される競売物件等の査定に関して、境界があやふやな場合や、不明な場合は、取得後境界に関して紛争になった場合等に備え必要経費等を考慮し、不動産評価を実施している、すなわち減少させて評価している等のことが言われました。評価する側としては境界が明確であるのはもちろんのこと、その境界に境界標が設置されているのが明確で判断しやすいといった、多岐にわたるお話を伺うことができました。

その後、話は境界標とは関係のない方向へと進みました。討論会の怖さでしょうか？報酬のことにもその話題は及びました。クライアントプレッシャー、

初めて聞く言葉でした。また、筆界特定制度に関しての話題もありました。登記記録に筆界特定の記載欄があり、そこに筆界特定に関する事項が記載されていると、何か問題のある土地、との見方をされ取引等において敬遠される、といったこともありました。それに対して、山野目教授は健康診断での胃カメラを予定になく飲んだときのことを例え話として話されました。それは記載欄に特定に関する記載があるのは過去には問題があったかも知れないが、今は解決している証拠であり、境界の問題は解決済みだから安全な物件との判断ができる、とそんな考え方を紹介されました。目からうろこ、です。そんな、いろいろな話の中では不動産二業界の説明を鳩のマークとウサギのマークで説明する等、ほっと息抜きのできることもありました。そのほか、急遽土地家屋調査士であり、京都市議会議員でもある寺田氏が話す場面がありましたが、山野目教授の采配には何ら慌てる風もなく、その手腕に感心しました。

会議場入り口は2階からの1か所のみであり、扉をくぐり、その先にある階段を下りた場所がフォーラムの会場でした。会場に並べられた椅子には概ね着席されており、最後尾からの眺めはフォーラムの成功を信じるには申し分のない状況でした。多すぎて、息苦しいなかでのフォーラムはしんどいものです。適度な空間の会場は制度制定60周年を経て、構造改革、規制緩和等土地家屋調査士を取り巻く社会の著しい変化、荒波にいかに対応し、活路を見いだしていくか、抗っていくかを肩を寄せ合って相談しているようでもありました。

日常業務の中で、我々土地家屋調査士は隣接所有者と立会いし、その確認した境界に境界標を設置し筆界確認書の取り交わしを終え、これで後日の紛争も大丈夫、と安心していきます。少なからず、僕はそうです。しかし、設置して隣接同士で確認しあった境界標が地震等により局所的、相対的に動くことを考えたとき、信じるのは座標値なのか、それともそこにある境界標なのか、その奥にある現地と図面との関係を考える、表裏一体のメビウスの輪に陥ったような感覚、いや、人の世の旅路の半ば、ふと気がつく、僕は真っ直ぐな道を見失い、暗い森に迷い込んだようなものかもしれません。

ADR 認証「センターかながわ」からの報告

わかりやすい規則を作る

神奈川県土地家屋調査士会会長 海野敦郎

神奈川会のADRセンターは先進会の大阪会、福岡会のセンターを視察し、規則等のアドバイスをいただき、平成17年3月31日「境界問題相談センターかながわ」を開設しました。開設当初から横浜弁護士会の多大なる協力によって、調停成立事件もありました。

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）が平成16年12月に制定され、大阪会が平成19年12月、愛媛会が平成20年1月に認証を取得し、神奈川会も認証取得についての議論が始まりました。土地家屋調査士法の指定だけでもセンターは運営できる、認証を取得することは難しい、大変との意見もありましたが、国民の権利利益の適切な実現に資すること、また時効の中断に係る特例により、その利便が向上できる等、利用者側の立場を考慮して認証取得を目指した規則作りが始まりました。そこで、認証取得のための委員会を設置し、委員会のメンバーはセンター運営に係わってきた会員と先入観をなくし、違う目線から考えられるセンターには全く係わっていなかった会員及び横浜弁護士会から2名の弁護士に協力をいただきました。規則作りの基本としてはADR法に沿った規則で、今までのセンター運営を大きく変えないこと、運営側がわかりやすいことはもとより、利用者がセンター利用についてわかりやすい規則を考えました。また、既認証取得会の規則を取り寄せました。しかし、委員会ではその規則を見るか見ないかの検討がされ、既認証取得会の規則を見れば、そちらに傾くのではとの意見から独自の規則にすることとなりました。規則の提供をいただいた既認証取得会には大変申し訳ないことをしたと思っています。

神奈川会のセンターは運営に関して、横浜弁護士会の協力に関する協定を結び、基本骨子が結ばれています。運営及び手続は「規則」、「運営規程」、「相談手続等実施規程」、「費用規程」によって行われます。

委員会ではこれらの規則をすでに運用している規則を基に作り替え、法務省大臣官房司法法制部審査監督課に事前相談の申込みを行いました。担当官との

やりとりの中で調査士会の取り扱う紛争について、かなりの理解があり、今後全ての会が認証取得をすであろうとの考えから、規則等の統一ができないか打診がありました。日本土地家屋調査士会連合会ではモデル規則がありましたが、各会の規則は必ずしもそれに沿ったものではなく、運営も違うため、それぞれの規則でセンターが運営されています。しかし、利用者の利便を考えれば統一された規則が必要との思いから、委員会に司法法制部の意向を伝え、議論しました。神奈川会独自の規則で進めたいとの委員の意見もありましたが、利用者の利便を考え、司法法制部担当官と一緒に組み替えをすることとしました。ただし、今までのセンター運営を大きく変えないこと、運営側がわかりやすいことはもとより、利用者がセンター利用についてわかりやすい規則とする基本は貫きました。

「規則」はセンターの幹です。組織、会計、相談手続等、費用等について記載しています。センターを運営するための核となる土地家屋調査士・弁護士による運営委員会があります。センターの活動について、この委員会で処理しています。また、土地家屋調査士の運営委員だけで打合せをすることがたびたびあったため、センターのその中に土地家屋調査士だけの小委員会を置くことも明文化しました。

会計については境界紛争の当事者から徴収する費用と本会の一般会計からの繰入金などで運営しています。当会がセンターを立ち上げた当初、多くの会費を繰り入れることについて、かなりの批判がありましたが、今は土地家屋調査士会が行う国民へのサービス・公益事業との理解が得られたと思っています。

相談員・調停員の候補者については研修の終了、業務歴により任命しています。この候補者については2年の任期ですが、再任を妨げない規則としています。また、調停員候補者は相談員候補者を兼ねることができるとしています。

相談・調停の対象は県内としていますが、場合によっては県外の土地も扱うこととしました。手続は

一部を除いて非公開とし、調停は別席を基本としています。

当会の規則には筆界特定の手続との連携があります。今、筆界特定とADRの連携について、各局と単位会の打合せが進められていると思いますが、その前に当会の規則に入れてありました。しかし、連携の方法によっては規則を変える必要があると思われます。

次に枝葉にあたる運営規程は業務、研修、報酬、文書管理等について、センターが円滑に活動できるように記載しています。認証を受けることにより、研修を企画すること、受講することの責務があります。報酬については土地家屋調査士法の指定だけでは調査士相談員・調査士調停員が報酬を得ることはできませんが、認証を取得することにより報酬を受けられるため、明文化する必要があります。また、文書管理も大変重要なことです。当会では文書取扱規程がありますので、準用規定を設けています。

相談手続等実施規程は利用者の申込みから実施終了について、記載されています。

相談・調停がわかりやすいように書かれた規定で、相談手続と調停手続の条文が重複しているように感じられると思いますが、利用者がこの手続条文を読んでわかりやすいようにしています。また、業務の内容及び実施方法の概要を一枚の紙でフローチャートにすることにより、よりわかりやすくしています。

費用規程は手続の費用について、記載しています。

この規則・規程にしたことにより、当会には四段表及び手続のマニュアルはありません。

このようにできた規則・規程を再度検討し直しま

したが、1か所変更することにより他の条文、規程を変更しなければならず、繰り返し見直しを行っています。次に様式の整備を行い、現地ヒアリングを経て認証取得しました。

認証取得後は認証紛争解決手続の業務に関し、毎事業年度の経過後、3か月以内に当該年度の事業報告書等を作成し、法務大臣に提出する必要があります。(ADR法第20条、規則第17条)この報告は6月末までに行う必要があります。

すなわち、3月末に年度が終了して、神奈川県では5月末に総会が開かれ、総会終了後一月の間に事業報告書等を作成報告しなければなりません。

また、ADR法第13条第1項各号(規則第10条及び第12条第1項)に掲げる変更があったときは遅滞なく、その旨を法務大臣に届け出る必要があります。

変更の認証を要しない軽微な変更(規則第10条)は問題がないのですが、変更の届出(規則第12条)の変わった役員はADR法第7条各号に該当しない者であることを誓約する誓約書を提出するため、役員はセンターも会の事業であることを理解いただき、協力していただく必要があります。

認証を取得するために委員は時間をかけ、大変な苦勞をしましたが、ひとつでも多くのセンターが同じ規則等になればと、当会のADRセンター規則等を全国の土地家屋調査士会に公開しました。これを基に規則等の検討された会もいくつかあります。これからも国民が利用しやすく、問題の解決につながれば良いと思うところです。

「筆界特定制度に関する指導者養成研修会」 の開催報告

平成22年8月3日(火)、4日(水)の2日間、土地家屋調査士会館において標記研修会が開催され、参加者は全国の土地家屋調査士会から選任された、約100名が集まりました。

これは日本土地家屋調査士会連合会の社会事業部で構成された、「筆界特定制度対策プロジェクトチーム」(土地家屋調査士5名)のもと編集された「筆界特定事例研究資料」を教材とし、指導者育成のために企画されたものです。

1 日目

8月3日(火) 13時30分～20時30分

小林社会事業部長の司会・進行により、本研修がスタートした。まず、連合会志野副会長(社会事業部担当)から開会の挨拶の後、松岡会長から挨拶をいただいた。



松岡会長挨拶

筆界特定制度にかける 連合会の想い

筆界特定制度が創設されて早くも4年が経過した。

思い返せば、土地家屋調査士制度制定40周年の記念式典における基調講演に立たれた青山正明判事(当時、法務省民事局民事第三課長)が、「登記官や土地家屋調査士の専門職能を活用して法務局で境界の確定をするシステムを構築してはどうか。」と、これまでとは全く異なった視点から、土地の境界紛争解決制度への夢を語られて20年が経った。その後、2次につながる境界における裁判外紛争解決

制度の研究会、司法制度改革、平地籍整備計画の中でのそれぞれの議論を経て、この制度は誕生した。

実際制度が始まると、当初の予想されていた申請件数、特定件数を大きく上回る結果となっている。これは近年の立法の中でクリーンヒットとなった。

その理由としては境界・筆界に関する問題の多さと、裁判に変わる新しい制度の構築が待ち望まれていたからだと思う。

しかし、新しい制度の中で、土地の筆界に優れた知見が豊富である筆界調査委員として任命された土地家屋調査士、及び当事者の代理人として筆界特定申請する土地家屋調査士にとって、いまだに試行錯誤の中であることが現実である。

この筆界特定制度には土地家屋調査士制度の命運がかかっているといっても過言ではない。連合会では今、次のステップを検討している。次に進む、そのためにも、1人1人の土地家屋調査士がこの制度の更なる発展に向けて「坂本龍馬」のような気持ちをもってがんばっていただきたい。



本研修の趣旨説明

まず現状は、
平成21年末

申請件数…… 10,600件
終了数…… 8,400件
特定数…… 5,100件
取下げ…… 3,000件
却下…… 300件

※取下げの内容

実質的解決…… 67%
申請不備…… 10%
予納金不満…… 5%
理由不明…… 18%

1 土地家屋調査士法第3条改正の意義

土地家屋調査士法3条1項に4・5・6号を追加した、土地家屋調査士法制定以来56年目にしての不動産登記法と土地家屋調査士法の改正は画期的と捉える。現実、狭い業務範囲で戦ってきた56年、そして筆界特定制度の中心的役割を果たしてきた4年の実績を、将来に向けて業務拡大の一步につな

げたい。そして、筆界調査委員としての土地家屋調査士選任率は82%、また、特定意見書関与率は90%超の実績がある。

2 しかし、問題点は

改正が画期的であっても、各土地家屋調査士会の申請代理人育成研修実施率は48%に留まっている。また、土地家屋調査士申請代理人の姿勢にも問題がある。例えば、

- ①通常業務で処理可能なものについても安易に筆界特定を利用。
- ②客観的な検証が不十分なまま、申請人の言い分にのみに基づいて主張されるケースが目立つ。
- ③相手方(乙地)に対する説明や交渉不足のケースが多く、結果、感情的なもつれ等により、筆界確認に至らないことが多く、申請前の対応に問題がある。
- ④各種資料、現地等を精査し、資格者代理人として根拠を具備した筆界線を主張していない。
- ⑤特定測量の予納の時点で取下げがある。代理人として事前説明不足。

以上の問題点を克服するために会員に研鑽を積んでもらいたい。

3 研修を通し、目指すもの

- ①代理人の養成・指導者の育成・そして交流
- ②制度の現状把握し、問題点を直視



趣旨説明をする我妻PT委員

③自ら掴んだ成果を各会に伝え、単位会でのオピニオン・リーダーに

4 その結果

資格者としての社会貢献、信頼獲得、ひいては国民の支持を得ることとなる。

各事例の解説

(第1事例) 奥山PT委員

本事例はもともと1筆の土地であったが、昭和46年の分筆により形成された筆界線の位置が現況の占有界と相違する事例



事例を説明する奥山PT委員

(第2事例) 岩倉PT委員長

本事例は区画整理事業による再編成を経て、分筆登記がなされた筆界線の位置の認識に相違がある事例



事例を説明する岩倉PT委員長

(第3事例) 宮嶋PT副委員長
(グループ研修課題)

本事例は、現況と公図の形状が一致せず、数回に渡り分合筆が線

り返され、かつ、所有権の移動のされている事案

この後のグループ研修の課題でもあるので、詳細な説明がされた。

まず、この事例の趣旨は筆界特定制度が4年経過した今、我々土地家屋調査士がこの制度の中で、果たすべき役割を十分に果たしているのか今問われている。そのことをこの事例の中で考えていただきたい。



事例を説明する宮嶋PT副委員長

グループ研修

グループ研修の課題として、「第3事例」が与えられ、A・B・C・Dの4つのグループにて次の検討課題について取りまとめ、翌日、各グループの代表より発表することとなる。

1 「筆界特定の技法」をめぐる課題

- ①「現地の状況」についての評価
(Aグループにて発表)
- ②「登記の変遷」への注意
(Bグループにて発表)
- ③「公図」に対する評価
(Cグループにて発表)
- ④既設資料としての地積測量図に対する評価
(Dグループにて発表)

2 「筆界特定制度の意義・役割」

をめぐる問題

- ・「筆界特定」による問題解決能力をどのように考えるか。
- ・「筆界特定」による問題解決能力が限定的なものだとすれば、それを超える問題にどう対処すべきか。

(全てのグループから発表)



グループ研修風景

2日目

8月4日(火) 9時~12時

4つのグループから各代表者がそれぞれに与えられた課題に対し、協議した内容が発表された。

各グループとも限られた時間の中、熱い議論がされたようである。



課題発表の風景

筆界特定制度の中での土地家屋調査士の役割、その重要性

西田委員からは、各グループ研修発表の総括と、今後、我々土地家屋調査士が筆界特定制度にどう向き合っていく、与えられた役割をどのように果たしていけばいい



井畑PT委員



西田PT委員

のかの道筋を熱き思いで語ってくれた。

まず、反省として、筆界特定制度は創設から4年が経過した。申請件数、特定件数とも数量的には、当初の予想以上の成果を示している。しかし、内容的にはどうだろうか。筆界特定調査委員及び申請代理人としての土地家屋調査士の中にはその業務や考え方に首を傾げたくなる方がおられる。筆界特定調査委員では処理期間に追われてか、十分な検討、調査をしないまま、意見書の提出をされている方、申請代理人としては、筆界特定が不動産登記法に付随するものであることすら忘れて、通常業務の中で、むやみに筆界特定に頼ってしまう方もおられる。

我々は、不動産登記法第1条(目的)を守っていかなければいけない担い手である。また、そのプライドを忘れてはいけない。

そして、その責任は重い。

最後に、紛争とは何か？ 一番大きな問題は、我々土地家屋調査士は手続には慣れているが、「紛争」の大きさ・重み・悩み・怖さを本当に知っているか？ 境界紛争を解決できるのは、物ではなく、人の心だと思う。納得させるかはその人が本当に納得できるものを我々が用意できるかである。その

ことを皆さんで考えていきましょう。

志野副会長の閉会の挨拶にて、全ての日程が終了した。

私自身、改めて筆界特定制度について、いろいろと考えさせられた2日間でありましたが、欲を言えば、内容が篤い分、短く感じました。

ともかくも、この研修でご尽力いただいた関係者、特に筆界特定制度対策PTの方々にこの場を借りて、感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

広報員 佐藤栄二

土地家屋調査士制度 制定60周年記念事業

本年は土地家屋調査士制度制定60周年を迎えるとともに土地家屋調査士制度の基盤となる表示登記制度創設50年という大きな節目に当たります。

日本土地家屋調査士会連合会ではこの節目の年を記念する事業として、10月3日(日)には日比谷公会堂(東京都千代田区)において「地籍シンポジウム2010 / 土地家屋調査士全国大会 in Tokyo」を、10月9日(土)には全国の土地家屋調査士会、法務局、地方法務局が連携して「全国一斉表示登記無料相談会」を開催いたします。

概 要

1 地籍シンポジウム2010 / 土地家屋調査士全国大会 in Tokyo

近年、特に社会の大きな改革の流れの中で筆界特定制度、土地の境界に関する裁判外紛争解決制度(ADR)等、土地家屋調査士の活躍の場が広がるとともに新しいステージの中で、より一層、地籍に関する学術的、学際的研究が求められています。

2006年、京都で開催された第5回国際地籍シンポジウム / 土地家屋調査士全国大会 in Kyotoにおいて「京都地籍宣言」をうたい、新しい時代を切り開く決意を表明し、以来、地籍に関する研究会の設立に向けて幅広く専門分野の枠組みを越えて地籍シンポジウムの開催を重ねてまいりました。

日本土地家屋調査士会連合会では、制度制定60周年を機に全国の土地家屋調査士の会員力を結集し、地籍制度の更なる進化を目指して、広範な角度から研究された成果を社会に向けて発信し、市民社会の安心・安全に寄与していくため、地籍シンポジウム2010 / 土地家屋調査士全国大会 in Tokyoを開催いたします。

テーマ：“ひと・とち・みらい・は—もに—”

「地籍 その可能性を探る」

日 時：平成22年10月3日(日) 午後1時～午後6時(午前11時開場)

場 所：日比谷公会堂(東京都千代田区)

2 全国一斉表示登記無料相談会

表示登記制度創設50年・土地家屋調査士制度制定60周年記念事業として、全国の土地家屋調査士会、法務局、地方法務局が連携して「全国一斉表示登記無料相談会」を実施いたします。各土地家屋調査士会では10月9日(土)に皆様からの相談をお待ちいたします。

記念事業

土地家屋調査士制度制定60周年・表示登記制度創設50年

地籍シンポジウム2010 土地家屋調査士全国大会 in Tokyo

『地籍 その可能性を探る』

2010.10.3

会場：日比谷公会堂

制度制定 **60** 周年
あなたとともに

ひと・とち・みらい はーもにー

主催：日本土地家屋調査士会連合会



後援：法務省
国土交通省

日本弁護士連合会
日本司法書士会連合会
日本土地法学会

(社)日本測量協会
(社)全国国土調査協会
(社)農業土木事業協会
(財)日本地図センター

記念事業

土地家屋調査士制度制定60周年・表示登記制度創設50年
地籍シンポジウム2010／土地家屋調査士全国大会 in Tokyo

～ひと・とち・みらい は一もに～
『地籍 その可能性を探る』

開催にあたって

土地家屋調査士の制度を定めた土地家屋調査士法が、昭和25年7月31日に施行されて以来、今年で60周年という大きな節目を迎えています。制度制定以降先輩各位の英知と努力によって時代の試練を乗り越え、幾多の改正が図られ、現在に至っています。

近年、特に社会の大きな改革の流れの中で、筆界特定制度、裁判外境界紛争解決制度(ADR)等、土地家屋調査士の活躍の場が拡がるとともに、新しいステージの中で、より一層、地籍に関する学術的、学際的研究が求められています。2006年京都で開催された第5回国際地籍シンポジウム／土地家屋調査士全国大会 in Kyotoにおいて「京都地籍宣言」をうたい、新しい時代を切り拓く決意を表明し、以来、地籍に関する研究会の設立に向けて幅広く専門分野の枠組みを越えて地籍シンポジウムの開催を重ねてまいりました。

そこで、今回、制度制定60周年を機に、全国の土地家屋調査士の会員力を結集し、地籍制度の更なる進化を目指して、広範な角度から研究された成果を社会に向けて発信し、市民社会の安心・安全に寄与していくため、地籍シンポジウム2010／土地家屋調査士全国大会 in Tokyoを開催いたします。

●会場周辺と最寄り駅のご案内



- 東京メトロ丸の内線(JR東京駅から乗換え)「豊ヶ岡駅」下車 B2 出口より徒歩約5分
日比谷線または千代田線「日比谷駅」下車 A14 出口より徒歩約3分
日比谷線「豊ヶ岡駅」下車 A5 出口より徒歩約6分
千代田線「豊ヶ岡駅」下車 C4 出口より徒歩約3分
●都営地下鉄：三田線「内幸町駅」下車 A7 出口より徒歩約2分
●JR 山手線・京浜東北線「有楽町駅」「新橋駅」下車日比谷口出口より徒歩約15分

参加費
無料

日時 平成22年 10月3日(日) 13:00～18:00 (開場 11:00)

場所 日比谷公会堂
東京都千代田区日比谷公園 1-3

開会セレモニー

開会挨拶
法務大臣挨拶

第1部 表示登記制度創設50年記念事業(共催 法務省)

特別講演
『表示登記の50年と新時代への展望』
講演者 清水 湛氏(元法務省民事局長)

第2部 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業

(1)特別講演
『地籍と法制度』
講演者 鎌田 薫氏(早稲田大学次期総長)

(2)パネルディスカッション
『地籍 その可能性を探る』
コーディネーター 山野目 章夫氏(早稲田大学大学院法務研究科教授)
趣意説明 「地籍学のデッサン」

- パネリスト
- 清水 英範氏(東京大学大学院工学系研究科教授)
 - 村田 博史氏(京都産業大学大学院法務研究科教授)
 - 林 亜夫氏(明海大学不動産学部長)
 - 鮫島 信行氏(社団法人農業土木事業協会専務理事)
 - 山脇 優子氏(土地家屋調査士・元国土審議会 検討小委員会委員)
 - 瀬口 潤二氏(日本土地家屋調査士会連合会専務理事)

第3部 地籍問題研究会設立総会

参加申込書 切り取らずにこのままFAXにてご返信ください。

お名前： _____ ご所属： _____

ご連絡先 電話： _____ FAX： _____

ご提供いただいた個人情報は、個人情報保護法に従い厳重に管理し、参加人数把握のためにのみ使用いたします。また、この個人情報は、本シンポジウム終了後、直ちに廃棄もしくは消去いたします。

送付先 FAX:03-3292-0059 地籍シンポジウム受付係



お問い合わせ先
日本土地家屋調査士会連合会
TEL:03-3292-0050

※会員の方は所属の土地家屋調査士会にお申込み下さい。

土地家屋調査士制度制定60周年記念事業

全国一斉 表示登記 無料相談会

今年で土地家屋調査士制度制定60周年、表示登記制度創設50年の節目の年を迎えたのを記念して、全国の土地家屋調査士会では各法務局・地方法務局の協力を得て、平成22年10月9日(土)に表示登記無料相談会を実施し、土地・建物の不動産表示に関する登記のほか、土地境界に関するご相談も行います。

2010年は、おかげさまで表示登記制度創設50年・土地家屋調査士制度制定60周年です。

全国一斉

無料



表示登記相談会

『法務局職員』と
『土地家屋調査士』が、
いろいろなお相談にお応えします。

2010 10/9
土



開催日時・場所など、詳しい情報はWEBでご確認ください。

検索ワード

共催 法務省・日本土地家屋調査士会連合会

～こんな相談をお受けします～

- お隣さんとの境に木造の古い板塀があり、10年ほど前に腐食が激しいので撤去しました。最近になってお隣さんがフェンスの垣根を作ったのですが、私の敷地を越境しているようなので、改善するよう申し入れましたが、対応してくれません。
- 家を新築するため、境界の立会をお願いしたところ、3軒の方は快く応じてくれましたが、残りの北側の家では私が家を建てると日陰になるため、なかなか応じてくれません。
- 父が三年前に亡くなり、郷里の宅地(実家)を相続しましたが、仕事の関係で売却することにしました。土地の境界を確認する必要があるのですが、お隣の方に立会をお願いしたところ、西側の所有者の理解が得られず、境界確認書がいただけないどころか、法外な印鑑代を要求され、対応に苦慮しています。

相談会の開催場所・時間等につきましては、各地域の土地家屋調査士会にお問合せいただくか、日本土地家屋調査士会連合会のホームページをご覧ください。

土地家屋調査士は土地・建物の表示に関する登記、土地境界の問題を解決する専門資格者として、安心できる市民社会づくりに努めていきます。

広報最前線

函館

はじめに

「広報最前線」の記事を担当するにあたり、過去の会報を読み返し、改めて他会の活動に感心すると同時に「果たして、函館会として皆様に報告できるような広報活動をしてきたのだろうか?」と不安になりました。

毎年、前年度と同じような事業計画を立て、それをこなすだけだったのではないかと反省しました。

今年は土地家屋調査士制度制定60周年記念事業もありますので、ここで初心に戻り、新たなことにもチャレンジしていきたいと思えます。

土地家屋調査士って何をする仕事ですか?

先日、生命保険に加入し、申込書職業欄に記入した際、保険会社の方に「土地家屋調査士って何をする仕事ですか?」と尋ねられました。ここで「不動産の表示に関する登記の申請手続きを行う仕事です。」と答えましたが、ちょっと分かりにくい表現だったようです。一般的に登記というと、「所有権の登記」「抵当権の登記」「法人登記」等は知られていますが、表示に関する登記についてはあまり知らない人も多いようです。「土地家屋調査士」という名称は以前に比べると知名度は向上していると思

いますが、その仕事の中身となると、まだまだ知られていないのではないのでしょうか。これに関してはテレビ・ラジオ等を通じたCM、各会で行われている寄付講座などが効果的であると思います。

函館土地家屋調査士会

函館土地家屋調査士会は北海道南西部、渡島地方と檜山地方に在住の会員から構成されており、東支部、西支部、北支部、北部支部、江差支部の五支部からなります。会員数60名と全国的に見て、かなり少人数の会です。函館市は人口約28万人で、札幌市、旭川市に続き道内で人口第3位の街です。近年、近隣町村を合併し面積は拡大しましたが、人口は1980年代をピークに減少しています。函館会も残念ながら、10年位前から会員数が減少しています。函館は昨年に横浜、長崎と共に開港150周年を迎え、記念イベント等も開催されました。北海道の中では歴史のある街なので、古い建物や街並みが多



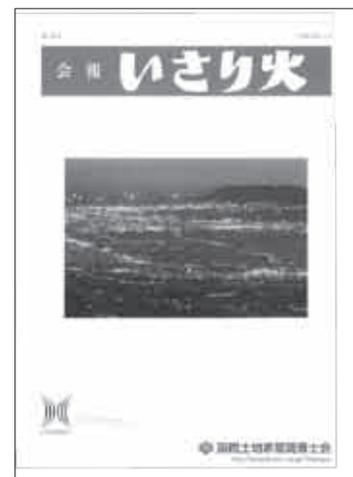
函館会(桐朋会館3階)

く、観光スポットとなっています。最近では市内一円を見渡せる五稜郭タワーが新たに建築され、今年になってからは1894年に開場し、1970年以来、改修されていなかった函館競馬場の全面改修、五稜郭公園内には幕末の開港に伴い、江戸幕府が設置した箱館奉行所が伝統的工法により復元され、新たな観光名所になっています。函館にお越しの際にはぜひ、ご覧になってはいかがでしょうか。

函館会としての広報活動

函館会としましては、会報の発行、無料相談会の開催、ホームページ管理などが主な活動です。「土地家屋調査士のPR」という最も重要な活動については予算の関係上、最も頭を悩ませるところであります。

その中で、昨年度は札幌会が中心となり、北海道ブロックでラジ



会報「いさり火」表紙

オCMを放送しました。内容は土地家屋調査士の業務内容を分かりやすくPRしたもので、評判も良く、「ラジオCM大賞」という賞もいただきました。ラジオ放送は通勤や仕事中に聴いている人も多く、何人かの方に「調査士のCM聴いたよ。」と声をかけられました。

こうしたメディアを利用したPRは非常に効果が高いのですが、やはりコストが高つくので、予算内で継続して行っていくことは大変です。北海道ブロックの札幌会、旭川会、釧路会と協力しながら、また何かできれば良いと考えております。

会報の発行については年1回、新春号として1月に発行しております。以前は年に2回発行していた時期もありましたが、少人数の会であるため原稿依頼、予算等が厳しく、1年に1回発行となりました。内容は会長挨拶、法務局長の挨拶から函館会の1年間の活動報告、会員の事務所紹介、会員の趣味や旅行などの記事を掲載していますが、会員数が少ないため、内容がマンネリ化しないよう気をつけています。

無料相談会は毎年10月くらいに「市民暮らしの無料相談会」として司法書士会、行政書士会、社会保険労務士会、税理士会と協力し、



市民暮らしの無料相談会

共同で開催しております。会場選び、広告等を担当する会は持ち回り制で函館会は4年前に担当しました。無料相談会を開催するにあたっての広告はポスターを作成し、市役所、官公署への掲示、新聞広告、町内会に依頼しての回覧板等です。相談会会場は市民会館会議室やデパート催事場を使用してきました。来場者に行ったアンケート結果によると、この中では新聞広告が一番効果的なようです。以前、予算の関係で夕刊にしか開催広告を出せなかったときは相談者が五土業全体で十数名しか訪れないこともありましたが、朝刊に掲載したところ、多くの方が訪れてくれるようになりました。こうした他の土業と共同で無料相談会を行うことのメリットは相談内容が土地家屋調査士の分野以外に及ぶときなどに他へ回っていただいたり、また他の土業から、こちらを紹介される場合もあります。

無料相談会の相談員として参加して、「どこに相談して良いか分からなかったが、たまたま新聞広告を見てきた。」と言われる方が多いです。来場者には土地家屋調査士の業務内容紹介のパンフレット等を手渡しています。

ボランティア活動

函館会では毎年秋に函館山ボランティア清掃を行っています。このとき、参加者は「函館土地家屋調査士会」のネーム入りの揃いのベストを着用します。函館山(標高334m)を登山道と車道に分かれ、山頂を目指しながら落ちているゴミを拾うというものです。標高が低い山ですが、約2時間弱を



函館山ボランティア清掃

かけて登るのは普段、運動不足の人にとっては結構きついものです。函館山から眺める夜景の美しさは有名ですが、晴れた日に山頂から函館市街を見下ろす眺めもまた良いものです。清掃後は全員で山頂のレストランで昼食をとって解散となります。函館山は1800(寛政12)年5月22日に伊能忠敬が北海道測量を開始した地点であり、ここから東北・北海道南部測量を開始しました。山頂展望台の側壁にはそれを記念し、「伊能忠敬 北海道最初の測量地」のレリーフが嵌めこまれています。



伊能忠敬レリーフ(函館山)



法務局周辺ボランティア清掃

また、2年前からは函館地方法務局のある函館合同庁舎、函館地方裁判所近辺の清掃活動も行っています。観光都市・函館の美観を守るためにこれからも函館土地家屋調査士会として協力していきたいと考えています。

土地境界問題相談センター函館

函館会では今年4月1日にADRセンターを立ち上げましたので、今後はこちらの方のPRも積極的に行っていかなければなりません。現在は土地家屋調査士会ホームページと電話帳広告掲載、パンフレットを作成しております。土地の境界に関する相談は無料相談会を開催すると、土地家屋調査士の分野では一番多い相談であるため、今後はさらに市民へ向けての広報活動が必要となっていきます。土地の境界に関する問題で相談したい場合、パソコンで検索して土地家屋調査士会のホームページを見ていただくのが一番簡単ですが、特に高齢者の方などはなか



土地境界問題センター函館

なか難しいのが現状です。多くの人が目にするのはやはりテレビ・ラジオCMや電車・バスへの看板広告でしょうが、これらは費用もかかるため、なかなかできないのが実情です。現在、予定しているのは公共交通機関の時刻表への広告掲載です。その他、予算の範囲内で行えることを検討中です。

おわりに

土地家屋調査士の知名度向上を目的とした他会の皆様の活動を会

報にて拝見し、函館会として様々なヒントを頂きました。特に大学、専門学校へ土地家屋調査士が講師となり、授業を行う寄付講座は知名度向上と共に将来の後継者育成にもなり、有意義なことだと思います。また、テレビ・ラジオを使ったCMも多く行われています。こうした活動を少人数の会で行っていくことは難しい面もありますが、同じ北海道ブロックの札幌会、旭川会、釧路会と協力してできることがあれば行っていきたいと考えております。

今年度は土地家屋調査士制度制定60周年記念事業として、全国一斉表示登記無料相談会、さらにテレビドラマ放映等が控えております。これらが土地家屋調査士の知名度向上に繋がるのを期待するとともに、少人数の函館会ですが予算内でアイデアを出し合い広報活動を行ってまいります。

広報部常任理事 小田純一
理事 佐藤耕一

奈良県土地家屋調査士会事務局

今年是我国の本格的な首都「平城京」に都が移された西暦710年から1300年目にあたる記念すべき年です。平城京は東アジアとの交流を通して世界と結びついた、日本で初めての大規模な国際都市でした。平城京は唐の都「長安」をモデルに造られた、東西約4.2km、南北4.8kmの大きな都で、道路は東西南北に直角に交わるように造られていました。また、今も平城京時代に建てられた多くの寺が残り、平城京復元事業として、朱雀門や大極殿が整備されています。

この平城遷都1300年を記念して、奈良では今、我が国を代表する文化遺産「平城宮跡」を主会場として、平城遷都1300年祭が開催中です。また県内各地において、古代からの友好的な国際交流にも焦点を当てながら、平城京の歴史文化や国づくりにかける情熱と感動的に出会い、参加できる様々な展示や催事等が行われています。

奈良会ではこの遷都1300年事業への取り組みとして、12月に開催される「奈良マラソン2010」への選手及びボランティアスタッフの参加を予定しています。このマラソンは1万人がフルマラソンに参加するという大規模なもので、奈良会としてもぜひ成功するように協力していきたいと考えています。

さて、奈良県土地家屋調査士会は平成20年7月、旧会館老朽化と境界問題相談センター奈良の設立を機に会館を新築しました。この会館は鉄骨造2階建の建物で、1階には調査士会事務局と境界問題相談センター奈良が入り、2階は60名が利用できる研修室となっています。特にこの研修室は利用頻度が高く、境界問題相談センター奈良主催の研修会として、弁護士や地裁の裁判官を講師に迎えての研修や支部の研修会等にも利用されています。事務局スタッフは上田事務局長、榊野職員、牧野職員の3名体制で、上

田事務局長を中心に一般業務と相談センター業務を夫々分担して行っています。

奈良会の会員数は211名、5支部の構成です。会員数についてはここ数年はほとんど増減がありませんでしたが、昨年4月から12名の方が入会され、全体的には会員増という状況です。奈良会としては年1回新入会員の研修を行っておりますが、この新入会員も含め、入会3年未満の会員と会役員との交流会も実施しています。



奈良会は会員数200名余りの小さな会ですが、我々奈良県民には1300年前の国づくりに力を尽くした先人達の未来を切り拓く力が受け継がれています。「日本のはじまりの奈良、平城京」の建設と国づくりにかけた人々の情熱と知恵に思いをよせ、今後も表示登記制度の発展に尽力したいと考えています。



奈良県土地家屋調査士会連絡先

〒630-0305

奈良市東紀寺町二丁目7番2号

TEL : 0742-22-5619 FAX : 0742-24-1269

URL : <http://www.nara-chousashikai.or.jp>

MAIL : nara-lhi@basil.ocn.ne.jp

境界問題相談センター奈良

TEL : 0742-22-5711 FAX : 0742-24-1269

岩手県土地家屋調査士会事務局

岩手県は本州の北東部に位置し、東西約122 km、南北約189 kmと南北に長い楕円の形をしています。その広さは15,278 km²と北海道に次ぐ面積であり、日本の面積の4%を占めています。(ちなみに他都道府県の面積と比べてみると、東京都+神奈川県+埼玉県+千葉県で13,557 km²)

・県の経緯度

東端	宮古市重茂	東経142度04分
西端	和賀郡西和賀町	東経140度39分
南端	一関市花泉町永井	北緯38度44分
北端	九戸郡洋野町角浜	北緯40度27分

・岩手の歴史

奈良時代、東北地方北部を統一政権の配下に入れようと朝廷側は侵攻を始めます。エミシ側はアテルイを指導者に反撃し、一時は朝廷側の軍に手痛い打撃を与えますが、朝廷側に坂上田村麻呂が派遣され、ついに降伏します。そして、岩手県も朝廷の支配下となったのです。

平安時代の初めには政治の拠点として胆沢城(奥州市)、志波城(盛岡市)、徳丹城(矢巾町)が建設されるなど、律令による朝廷の統一的支配が始まりました。しかし、朝廷の力が衰えてきた平安時代後半には、安倍氏、清原氏、藤原氏などの地元の有力豪族が力を増大させ、地方を支配するようになりました。

12世紀末、黄金文化を築いた藤原氏の政権も四代泰衡が源頼朝によって滅ぼされ、岩手の地は再び外部勢力の支配を受けることになります。以後、戦国時代まで幕府の内紛や南北朝の対立等、中央政治の動向が岩手にも持ち込まれ、豊臣秀吉の天下統一まで岩手でも戦乱が繰り返されました。そして、県北を支配していた南部氏の内紛に秀吉が介入して、九戸城で戦われた天正19(1591)年の「九戸政実の乱」は秀吉の天下統一の歩みの最後の仕上げの戦いでした。岩手の地は戦国時代の終結という節目にも大きな波にあらわれたのでした。

近世の岩手県は北半は南部氏の盛岡藩領、南半は伊達氏の仙台藩領となりました。後に盛岡藩から八戸藩、仙台藩から一関藩が独立し、4つの藩から構

成されていました。

明治時代に入り、維新直後は岩手県の行政区画は目まぐるしく変わりましたが、最終的には明治9(1876)年5月に現在の県域が決定しました。



岩手会は土地家屋調査士会員総数185名(法人会員数1法人)で6支部です。

岩手会事務局では政治連盟事務局と境界問題相談センターいわての事務も兼務しておりますが、四日市職員、高橋職員の女性職員2名は菅原会長の指導のもと日々業務に奮闘しています。



岩手県土地家屋調査士会連絡先

〒020-0816

岩手県盛岡市中野一丁目20番33号

TEL : 019-622-1276 FAX : 019-622-1281

URL : <http://www.iwate-chosashi.jp/>

MAIL : chosasi@helen.ocn.ne.jp

団体定期保険加入者募集

最高保険金額は2,000万円（災害死亡時3,000万円）の保障。
配当の還元もあり（平成21年度配当率 約32.2%）とても有利な制度。
未加入の方は是非、この機会に加入されますようお願いいたします。
(財務部)

平成22年度の団体定期保険の加入時期となりました。

昭和45年から実施してまいりました「日調連団体定期保険共済制度」も、41回目の更新を迎えることとなります。

不慮の事故を中心に充実した保障が得られ、事務所が補助者のために負担した保険料は全額必要経費になりますので、事務所の福利厚生制度としても最適です。

未加入の方は、これを機会に是非加入されますようお願いいたします。

〈この制度は〉

- ① 土地家屋調査士だけが利用できる独自の団体保険共済制度です。
- ② 安い掛金で大きな保障が得られます。
- ③ 契約は1年ごとに更新となりますので、その都度必要保障額を設定することができます。
- ④ 1年ごとに収支計算を行い、剰余金は、配当金としてお返しします。（平成21年度 配当率約32.2%）
- ⑤ 加入時の診査もなく、手続きが簡単です。
- ⑥ 一般の生命保険と同様に税法上の特典もあります。

〈加入できる方は〉

- ① 本会会員と補助者および会員が雇用しその業務に従事している方で満14歳6カ月を超え、70歳6カ月未満の方（年齢は平成23年1月1日現在のもの）
- ② 現在健康で正常に就業、勤務されている方。

〈加入できる額は〉

1口100万円が基本となっていますが、加入できる口数は、次の①～④の各口数です。

- ① 満14歳6カ月を超え60歳6カ月までの方は、2口、3口、5口、7口、10口、15口、20口
- ② 満60歳6カ月を超え65歳6カ月までの方は、2口、3口、5口、7口、10口
- ③ 満65歳6カ月を超え70歳6カ月までの方は、2口、3口、5口
- ④ 満70歳6カ月を超え75歳6カ月までの方は、2口、3口（継続加入者に限ります）

〈保険期間は〉

平成23年1月1日から平成23年12月31日です。以降毎年更新し継続します。

〈加入と保険金額変更の手続きは〉

1月、4月、7月、10月の各1日付けで年4回取り扱います。

◆ 新規加入（増口・減口）を希望される方

「土地家屋調査士団体定期保険制度」のご案内と「土地家屋調査士団体定期保険制度連絡票」(FAX用紙)を各土地家屋調査士会から配布しますので、保険会社と連絡したいときは、FAXにて所属の土地家屋調査士会へ「連絡票」を返送してください。この「連絡票」により加入手続き等のご案内をいたします。

取扱保険会社 日本生命・住友生命・明治安田生命

会長 レポート

7月16日～8月15日

Report

7月16日

災害復興まちづくりシンポジウム(東京都庁舎)

午後 東京土地家屋調査士会 菊池千春副会長が代表委員を務めておられる「災害復興まちづくり支援機構」と「東京都」が主催するシンポジウム『専門家と共に考える 災害への備え 市民力編 ～今こそ首都直下地震に真剣に向き合うとき～』が東京都庁本庁舎大ホールで開催され、私も報告講演者の一人として参画させていただいた。

私自身、阪神・淡路大震災の復興支援のための専門資格者団体で構成した「阪神・淡路まちづくり支援機構」のお世話役を機構設立以来15年間務めており、同機構は後年設立され、首都・東京に想定されている大災害に備えて在京の専門家団体や東京都・学者・実務家等で組織されている「災害復興まちづくり支援機構」とは兄弟団体の関係にあることから、この日のシンポジウムでの報告者をお引き受けした。

私の報告は「震災復興における専門家の役割」をメインテーマ、「阪神・淡路大震災と敷地境界」をサブテーマにと命題が与えられたが、15年前の阪神・淡路大震災に遭遇して土地家屋調査士をはじめ専門資格者やその団体が復興街づくりにどのように関わったのかについて、地殻変動に伴う土地境界の相対的移動の実情とその收拾のために献身された登記官や土地家屋調査士、自治体、専門家団体の活動を中心に報告させていただいた。

なお、報告資料作成にあたっては西宮市内の地震による境界混乱地域の復興のため、境界画定作業の中心となって活躍された兵庫県土地家屋調査士会会員の植田 豊(元阪神支部長)さんにご協力いただいた。

21日

金融財政事情研究会創立60周年記念講演会・ 祝賀会

月刊「登記情報」誌の発行元として、土地家屋調査士の皆さんにもおなじみの社団法人・金融財政事

情研究会は今年、創立60周年を迎えられた。この日、経団連会館を会場に「事業再生戦略部会」併設の記念パーティーが開催され、招待いただき出席。創立以来、福田赳夫・元総理はじめ、金融・経済・法務・言論・学界の大御所・識者が編集に参画して金融法務事情等の専門誌の発刊を続けてこられた同会だけにパーティーの出席者も多士済々。私も親しくさせていただいている先生方と懇談させていただいた。

22日

前田武志・民主党議連会長来会 全調政連打合せ会

午前、前田武志・民主党土地家屋調査士制度推進議員連盟会長と室井邦彦・参議院議員が土地家屋調査士会館に前田議員の参議院議員選挙当選の報告と協力のお礼に来館された。

全国比例区から出馬された前田会長は選挙活動の中で全国の土地家屋調査士会を訪問いただき、土地家屋調査士の現状についてヒアリングされ、要望もお聞き届けいただいたとのことで、当選のお祝いを申し上げるとともに早速、「国の出先機関の原則廃止」の検討対象に法務局の事務も挙げられていることについて、日調連が反対している理由等について再度説明の上、ご理解・ご配慮方をお願いさせていただいた。

午後 全国土地家屋調査士政治連盟の待野貞雄会長、加藤秀治幹事長、小沢 宏副幹事長の皆さんと連合会役員による先に行われた参議院議員選挙関係や今後の課題について意見交換。差し迫っての重要課題もあることから、強力な連携体制の維持を確認。

夕刻 都内のホテルで日本税理士会連合会(池田隼啓会長)の第54回定時総会後の懇親会にお招きを頂き、出席。池田会長は私と同じく大阪に個人事務所があるということもあり、親しくさせていただいているが、税理士会の役員の方や来賓出席の多くの資格者団体の先生方とも懇談させていただいた。

23日

高木昭次・熊本会名誉会長 叙勲祝賀会

春の叙勲に際し、熊本県土地家屋調査士会名誉会長であり、連合会役員在任時には私も一緒に席を並べ、伊能ウオーク事業等を共に推進した高木昭次氏が「旭日双光章」を受章された。永年にわたる土地家屋調査士としての業務活動と熊本会・連合会の役員として国家公共のために尽くされた功労が著しいとのことで受章されたものだが、この日は熊本県土地家屋調査士会(西 龍一郎会長)他関係団体のお世話で、熊本市内のホテルで祝賀の会が開催され、招待を頂き出席、祝辞を述べさせていただいた。氏のこれまでの幅広いご活動を反映してか、全国各地の土地家屋調査士会から現・元役員が多数お祝いに駆け付けられていたほか、高木事務所の地元である植木町長はじめ友人・知人も多数出席、盛会裏に執り行われた。

26日

谷畑 孝衆議院議員との懇談会

午後、大阪土地家屋調査士政治連盟(和田朝博会長)の主催により、大阪土地家屋調査士会館に自由民主党・土地家屋調査士制度改革推進議員連盟副幹事長の谷畑 孝・衆議院議員をお招きして、意見交換会を開催するとの報をいただき、懇談の仲間入りをさせていただいた。加藤秀治全調政連幹事長、加藤幸男・同相談役も同席の中で、私からは地域主権戦略会議における国の出先機関の原則廃止の議論についての日調連の考えをお示しし、ご協力方をお願いさせていただいた。

27日

石川博崇参議院議員 来所

先の参議院議員選挙に公明党から出馬され、当選された石川博崇議員が公明党土地家屋調査士議員連盟前副会長の谷口隆義・前衆議院議員とご一緒に大阪の私の事務所に来所いただき、懇談させていただいた。石川議員は外交官として中東における復興支援活動に従事される等、幅広い経験とご見識をお持ちの先生で、エネルギーな活動ぶりをお聞きして、ややもすれば閉塞感のようなものが漂っているといわれて久しい政治の世界に若

い感性で、躍動ある日本とするため、縦横に活躍されることに期待していることをお伝えさせていただいた。

28日

松浪健太衆議院議員と懇談

午後 自由民主党道州制進本部事務局長として活躍されている松浪健太・衆議院議員が来館され、大星・志野・竹内・関根の各副会長、瀬口専務、竹谷常務、國吉常任理事、加藤秀治全調政連幹事長とともに国政への要望や土地家屋調査士の制度・業務環境等について、意見交換させていただいた。私からは特に法務局・地方法務局の事務を地域に移管するという議論について、連合会が強く反対していること、その理由等についてお話しさせていただき、ご理解とご協力方をお願いさせていただいた。

夕刻 永田町の憲政記念館において、前田武志・民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟会長の参議院議員選挙の当選報告会が開催され、横山一夫・制度対策本部特命担当副本部長とともに出席、当選のお祝いを述べさせていただいた。

29日

第6回正副会長会議

午前 午後から開催の理事会を前に議案等についての意見調整。また、制度制定60周年記念事業の進捗に関し、特に10月開催予定のシンポジウム、テレビドラマ化企画等について現状の報告を受け、協議。

29～30日

第2回理事会

定時総会後、初の理事会を開催。協議事項では日調連にとって、目下最大の懸案事項でもある、政府等における「国の出先機関原則廃止」の検討について、先に発出された地域主権戦略大綱に示されたこと等を中心に政府や全国知事会等における検討の詳細、それらに対する制度対策本部を中心とする対応、国会議員の先生方への要望の詳細をお伝えするとともに出席役員から

それぞれの考えを披歴いただいた。法務局等の行う事務は土地家屋調査士の業務基盤である登記事務を含む民事行政事務、土地家屋調査士会の会則認可、会への指導や懲戒権に関すること等、土地家屋調査士制度の根幹にかかわることであることから、慎重かつ適正に対応を続けることを確認した。研修部からは継続検討中の「配属研修のあり方」については、その是非や効果等をさらに見極めることとした。

また、先に国土調査法・同促進特別措置法が改正されたことに伴う、省令改正に関するパブリックコメントへの対応、改正国土調査法第10条第2項法人に関し、土地家屋調査士等で構成する団体の参加の方策や官民境界基本調査事業についての対応について協議。

審議事項では今年度事業として計画されているテレビ会議等システムの構築について、PTを設置すること、連合会共済会規則の一部改正等を審議。なお、永年事務局に勤務いただいている塚原敏充・業務課長を兼職のまま事務局次長に昇任させる議案についても可決承認。

30日

辻 恵議員国政報告会

日本マンション学会シンポジウム・祝賀会

自由民主党土地家屋調査士議員連盟会議

午前 理事会開始前の早朝、民主党副幹事長で同党土地家屋調査士議員連盟の辻 恵衆議院議員の国政報告会「第2回21世紀Forum in Tokyo」が都内のホテルで開催され、横山・制度対策本部副本部長とともに出席し、目下の国政の動向やその背景等を勉強。

午後 自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟(高村正彦会長)に緊急の会議を開催いただき、全調政連執行部の皆さんとともに日調連からの要望をお届けさせていただいた。要望の趣旨は法務局・地方法務局を国の出先機関と位置付け「地域への移管」を検討している政府に対する反対表明とその理由等を説明し、ご理解とご支援を頂きたいという内容である。幅広い登記事務のうちのごく一部の分野のみを取り上げて議論されている

ことに強い違和感を持っていることも付言させていただいた。

議連会議の終了後、会館近くの「すまいるホール」で開催中の日本マンション学会法人設立記念シンポジウムと祝賀会に出席。同学会は設立20年目を迎えた今年を目標に新公益法人法に基づく一般社団法人の設立を目指して準備してきたが、このほど設立登記が完了し、新しいスタートを切ったのを記念してシンポジウムを開催。日調連は同学会の特別会員でもあることから招待いただき、竹内副会長、大星副会長、藤木常任理事ほかの皆さんと一緒に参加させていただいた。少子化・人口減・環境への配慮の要請が進む中で、報告者からは日本では標準的な住形態として定着しつつあるマンションに起因する諸問題にどのように対応すべきかなど、幅広い意見が開陳され、勉強させていただいた。

31日

亀山一宏氏 黄綬褒章受章祝賀会

日調連副会長を2期お勤めいただいた、亀山一宏・宮城県土地家屋調査士会元会長におかれては今春の褒章授与にあたり、永年の業務・会務への貢献が顕著であるとして黄綬褒章受章の栄に浴された。この日は宮城県土地家屋調査士会(鈴木 修会長)はじめ関連団体のお世話により、受章祝賀会が仙台市内のホテルで開催され、招待いただき出席。ご来賓には公明党・井上義久幹事長、秋葉賢也・衆議院議員ほか多数お迎えして、華やかな祝賀会となった。私は連合会を代表して、連合会活動を中心にこれまでの氏の業績を紹介し、積み重ねられたご功績に深甚なる敬意と祝意を表させていただいた。

8月2日

森 英介・自由民主党団体総局長と懇談

前法務大臣で自由民主党組織運動本部・団体総局長の森 英介衆議院議員を会館にお迎えし、瀬口専務、竹谷常務とともに国政の動向について、お話を伺いするとともに土地家屋調査士関連の目下の課題等について意見交換、多くのご教示をいただいた。

3日

筆界特定制度に関する指導者研修会

筆界特定制度がスタートして、4年余が経過した。申請件数も漸増傾向にあり、この制度は国民各層の支持を得て、社会に根付きつつある。

一方、新しい制度であること、紛争をも内包した事案が少なくないことなどもあって、いまだ課題とすることも多い。法務局によっては筆界調査委員の研修会や勉強会を開催したり、意見交換の場を持っているところもあるが、そうでないところもあり、対応等には温度差が感じられる。また、代理人として活動する上においても、いくつかの課題が浮上している。そこで、連合会で受講を希望する会を対象に指導的立場にある方々が一堂に会して勉強する「指導者養成研修会」と銘打った勉強会を企画した。会館3階の会場超満員の中で、連合会社会事業部役員や制度対策本部筆界特定に関するPTの皆さんのリードで進められた。

私から冒頭のあいさつで少し時間を頂いて、この制度の誕生まで、そしてそれ以降の歴史的経過や連合会としてこの制度に託す思いなどを話させていただいた。

5日

民主党土地家屋調査士制度推進議員連盟会議

新築されたばかりの衆議院第一議員会館地下会議室を会場に民主党・土地家屋調査士制度推進議員連盟(前田武志会長)の全体会議が開催され、待野会長ほか全調政連役員の皆さん、連合会常任理事会メンバーが出席し、地域主権に関する政府等の検討に対する要望をさせていただいた。

法務省からも小川秀樹・民事局総務課長、内野宗揮室長他が出席され、議連の先生方からの質問に対し、現在の法務省の取り組み等を説明された。

私からは要望趣旨の説明の中で、65年前、ソ連軍が侵攻してくる中で決死の覚悟で北方領土・国後島の登記簿冊を根室に移送した浜 清氏のことなどを例に登記制度は領土・国土、国家の財産、憲法が保障する国民の最も重要な財産であり、国家を構成する要素でもある。主権国家が主体的に行うべき事務であり、もっと幅広かつ慎重な議論や検討がなされるべきである。法務局等は国の出

先機関というよりも国の機関そのものであり、今回の検討の対象とすることに少なからず違和感を持っていること等を強く訴えさせていただいた。

夜 大阪に戻り、大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会の松原正彦理事長と意見交換。

10日

国土交通省新旧国土調査課長

(社)日本海事代理士会会長

鎌田 薫顧問

午後 国土交通省・国土調査課の人事異動があった。午後、連合会に石川佳市・前課長、角南国隆・新課長がお揃いで退任・就任のあいさつにお見えいただいた。近年、多くの土地家屋調査士は国土調査法による地籍調査事業に参画させていただいており、先の法改正における立法作業段階では国土審議会の委員に土地家屋調査士が就任し、発言・協議の機会を頂いている。近畿農政局の整備部長に栄転される石川前課長にはこれまでのご指導のお礼を、角南新課長には引き続きのご指導・ご鞭撻をお願いさせていただいた。

大阪の港区や西区のあたりでは「海事代理士事務所」の看板を見かけることもあり、戸籍謄本等職務上請求を許されている資格者仲間としても、その資格名称に接する機会はあったものの、実際どのような業務を専門としておられるのかについて知る機会がなかった。この日、社団法人日本海事代理士会の松居紀男会長が土地家屋調査士会館に來会され、懇談させていただいた。松居会長は同会では海事代理士資格をより高めるため、永年にわたって強制入会制度の導入や資格法に根拠を持つ団体への請願活動を続けておられるとのこと。各資格者団体の役員と意見交換を重ねているとのこと。

土地家屋調査士制度の沿革や現状について、説明させていただくとともに今後は情報交換や連携を図っていきましょう、ということで意見が一致。

夕刻 前号本欄でも紹介したが、永年にわたって日調連の学術顧問にご就任いただいている鎌田

薫・早稲田大学大学院教授(法務研究科長)におかれては次期早稲田大学総長に選任されるという、誠にうれしいニュースに接した。正式な就任は今年11月からとのことであるが、この日は大星・竹内の両副会長、瀬口専務、國吉常任理事と一緒に鎌田先生をお訪ねし、祝意を伝えさせていただいた。

鎌田教授にはこれまでも数多くの日調連主催のシンポジウムや研修会で講演を頂いているが、今年10月の地籍シンポジウムでもご講演をお願いしている。

11日

国土交通省国土調査課企画官

法務省民事局民事第二課長

公嘱協会実態調査打合せ

午前 前日は国土交通省国土調査課の新旧課長に来館いただいたが、この日は藤田昌邦前企画官、長嶺行信新企画官が来館され、転任・新任のご挨拶を頂いた。藤田前企画官には地籍調査への土地家屋調査士の関与に関する事のみならず、登記基準点の制度化、認定に関する協議をはじめ各般にわたってご指導を頂いた。また、先の国土調査

法等の改正に関しても、立法作業段階から日調連からの意見も徴していただく等大変お世話になり、理事研修会では改正法に関する講義もいただいた。長嶺新企画官には現在作業中という省令改正や運用にあたって、引き続き日調連の意見を反映いただけるようお願いさせていただいた。

午後 法務省の定例の幹部職員の人事異動により不動産登記事務・土地家屋調査士に関する事務等を所掌されている民事局民事第二課長が交代された。

会館に小野瀬厚前課長と小出邦夫新課長が揃って人事異動の挨拶にお越しいただいた。今回の異動で小野瀬課長は同局総務課長に転任され、民事局の中核分野を担当されるが、土地家屋調査士の目下の最大の関心事でもある「地域主権と国の出先機関」の問題に直接携われる役職でもある。小出新課長は民事局参事官等のご経歴も長い方で、東京高裁判事から異動された。同席の瀬口専務、竹谷常務とともに引き続きのご指導方をお願いさせていただいた。

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成22年 7月 1日付
神奈川 2876 西山 啓示 神奈川 2877 川島 克巳
千葉 2073 石井 恆雄 群馬 996 高橋 昇
新潟 2164 犬井 大樹 大阪 3103 塘 四津男
大阪 3104 橘 育史 京都 823 辻 博文
兵庫 2368 一ノ瀬 珠子 和歌山 412 福本 豊
三重 861 伊藤 智広 香川 690 大西啓太郎

平成22年 7月12日付
兵庫 2369 井上 勝彦 兵庫 2370 瀬尾 武夫
兵庫 2371 田中 秀武 兵庫 2372 梅脇 宏昌
滋賀 416 粕淵 英明 愛知 2742 西村 頼人
愛知 2743 戸塚 淳仁 愛知 2744 氏原 正英
岐阜 1222 可知 峰利

平成22年 7月20日付
神奈川 2879 佐野 克直 奈良 412 伊東 将臣
愛知 2745 鈴木 謙一 鳥取 463 高場 裕由

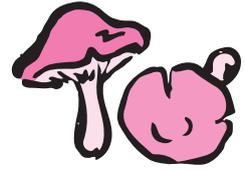
登録取消し者は次のとおりです。

平成17年11月13日付 大阪 1324 上田中孝夫
平成18年 4月12日付 大阪 1993 河本 哲男
平成18年10月29日付 大阪 1065 中尾 吉延
平成19年 4月 4日付 大阪 1493 宮田 忠宗
平成21年 3月 6日付 大阪 3 茂 博
平成22年 5月 6日付 兵庫 2031 武者 信
平成22年 5月11日付 兵庫 229 田村 俊弘
平成22年 5月30日付
長野 1948 中澤 薮 兵庫 873 奥本 精治
平成22年 5月31日付 千葉 1405 瀧野 勝年
平成22年 6月 1日付 宮城 913 笠原 稔
平成22年 6月 3日付 札幌 1025 菅野 愛二
平成22年 6月10日付 東京 6452 千葉 繁
平成22年 6月12日付 茨城 157 嶋根 理一
平成22年 6月21日付 静岡 1053 遠津 明
平成22年 6月22日付 京都 238 梅原 重信
平成22年 6月23日付 神奈川 2212 黒田 享司
平成22年 7月 1日付
神奈川 1856 黒柳 和也 茨城 748 野口 武男
平成22年 7月12日付
静岡 1026 筒井 静雄 大阪 706 濱井 敏雄
大阪 1974 上野 恵右 京都 567 菱田 稔允
愛知 1539 道家 修二 愛知 1589 石原 詢朗
山口 406 中原 範雄 山口 776 町 紀美幸
岡山 1145 日笠 修介 島根 337 土江 睦三
島根 481 野坂 久義 福岡 1590 粟木原 勇
熊本 851 河野 仁治 鹿児島 1010 市坪 政昭
宮崎 561 清水 信義 香川 504 大森 保幸
愛媛 695 岡部 光志

平成22年 7月20日付
東京 5128 星野 芳衛 神奈川 2374 平間 富夫

ちょうさし俳壇

第304回



出前俊武多 水上陽三

花芙蓉大きすぎるといふことも
余生なほ咲きあまりたる百日紅
敗戦日出前ねぶたに招ばれけり
溽暑にて出前俊武多へ乗継げり
たちまちに蓮の実となる花托かな

雑詠 水上陽三選

愛知 清水正明

如己堂の二畳一間やつづれさせ

知己堂は、「長崎の鐘」で有名な、長井 隆博
士が死亡するまで三年余り生活したところ

空蟬のたましひ失せし遊女墓

いななける駿馬の里や轡虫

朝風に笑ひころげる芋の露

鯛雲うなさかまでも続きをり

茨城 島田 操

炎帝に気合負けせぬ歩みかな

終戦は遠き日の夢恋もまた

夏瘦せも気にせぬ老いの気骨かな

軒に吊る家紋の入りし盆提灯

仏壇に供ふ甘藷の探り掘り

東京 黒沢利久

『借老』の頁をひらく夜の秋

六人のさむらいとなり暑氣払ひ

雨音の次第に高み夏料理

終刊の雲母をひらく蛇笏の忌

豆腐屋の喇叭の調べ広島忌

岐阜 堀越貞有

空は青山も青々梅雨晴間
手渡して順に奥へと心太
籐椅子に寝転び眺む西穂高
真夜中の名画放送モノロー忌
をさな児の二尺で足りて三尺寝

福島 加藤捷子

十葉を採りて歳月さかのぼる
夏草の伸びるにまかし七十へ
真夏日や通り路のみ草抜いて
外業を終り日焼けをくらべある
夕蜩せつなき声となりにけり

埼玉 井上晃一

橋潜る納涼船の灯ともれり
源流の飯盒炊爨夏休み
老婆の畳うれしき昼寝かな

今月の作品から

清水正明

朝風に笑ひころげる芋の露

この作者の作品にしては異色作である。
朝風に揺れる里芋の葉の上の露のありさま
をこのように詠んだ句は見掛けない。童心
に返ったメルヘン調も好ましいものである。

島田 操

仏壇に供ふ甘藷の探り掘り

作者は余暇を利用して農事にいそしまれ
ている。盆の仏壇に供えるべく時期は早い
が甘藷を供えようと思いつたものである
う。当然収穫期には間があるのでどこから
でもと言うわけにはいかなないので、土を掻
き分けるようにして探りながら掘ったので
ある。探り掘りが適切な表現である。

黒沢利久

豆腐屋の喇叭の調べ広島忌

一読懐かしい下町の路地の風景が彷彿と
してくる。折しも昭和二十年八月六日、広
島に原子爆弾が投下された忌まわしい記念
日である。焼け野原と化した東京の下町に
も昔のように豆腐屋の喇叭の音が流れる今
日、恐らく広島にもこのような昔があった
であろうと思いつながら、二度と惨事を繰り
返してはならないと言う誓いを新たにしてい
るのである。

堀越貞有

手渡して順に奥へと心太

数人が狭いところで席を占め、心太を注
文したのであるうか、心太の皿を手渡して
奥へ順送りしている様子が理解できる。私
なども数人で飲み屋に陣取ったときなどよ
く経験している。さりげない事象のなかに
俳句になる風景が転がっていることを教え
てくれる。

7月**20～21日**

第2回業務部会

<協議事項>

- 1 平成22年度業務部事業の具体的執行計画について
- 2 ブロック協議会担当者会同の対応について

21日

第3回特定認証局運営委員会

<協議事項>

- 1 認証局情報管理総合システム(仮)について
- 2 電子証明書(ICカード)有効期間満了に伴う対応について

22～23日

第1回社会事業部会

<協議事項>

- 1 平成22年度社会事業部事業の具体的執行計画について

28日

第5回編集会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 会報掲載記事について

29日

第6回正副会長会議

<協議事項>

- 1 第2回理事会審議事項及び協議事項の対応について

29～30日

第2回理事会

<審議事項>

- 1 日本土地家屋調査士会連合会会計規則の一部改正(案)及び消耗品に関する運用規程の新設(案)について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会共済会規則の一部改正(案)について
- 3 各種委員会委員等の選任について
- 4 テレビ会議等システム構築プロジェクトチーム(PT)の設置について

<協議事項>

- 1 政府等における「国の出先機関の原則廃止」に関する検討について
- 2 国土調査法改正に対する対応について
- 3 土地家屋調査士配属研修のあり方について

第2回理事会業務監査

8月**3～4日**

筆界特定制度に関する指導者養成研修会

4～5日

第2回財務部会

<協議事項>

- 1 平成22年度財務部事業計画の執行について
- 2 新会計基準に適応した科目体系の構築について
- 3 親睦事業の運営及びあり方について
- 4 大規模災害対策基金特別会計の定期預金作成について
- 5 「地籍シンポジウム2010/土地家屋調査士全国大会 in Tokyo」終了後の親睦ツアーについて
- 6 今後の会議日程について

4～5日

第1回共済会幹事会

<協議事項>

- 1 平成22年度の共済会事業について
- 2 団体定期保険・長寿祝金制度について
- 3 (有)桐栄サービスの雇用契約について

12日

第2回総務部会

<協議事項>

- 1 平成22年度総務部事業の具体的執行計画について
- 2 平成22年度第1回全国ブロック協議会長会同の運営等について
- 3 平成22年度第1回全国会長会議の運営等について
- 4 土地家屋調査士会及び会員の指導並びに連絡に関する事項について

25周年記念事業「建物所在図情報提供 表題登記キャンペーン」概要について

公共嘱託登記土地家屋調査士協会が創設されて25周年を迎えたことを記念し、全国の公嘱協会のご協力をいただき実施した官公署建物の建物所在図情報提供表題登記キャンペーンについてご紹介いたします。

不動産登記法第14条第1項では、登記所に地図及び建物所在図の備付が規定され同条第6項で第1項に規定する地図及び建物所在図を電磁的記録とすることができることと規定されております。土地家屋調査士協会は、法務局による不動産登記法第14条第1項地図(以下「法14条地図」という。)作成業務で多くの地図を作成し電磁的記録も納品しています。

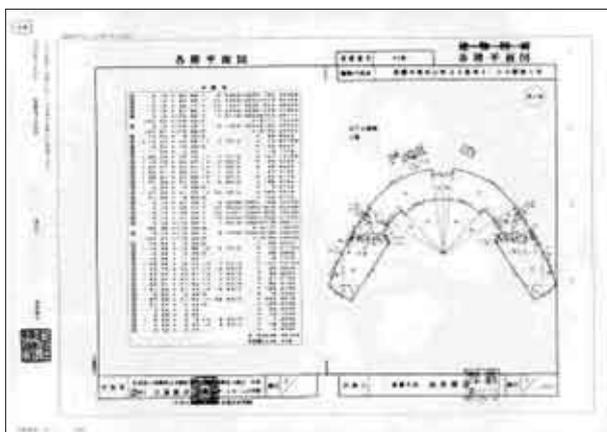
不動産登記法第18条によるオンライン申請を推進するにおいて、地図の更新情報は地積測量情報をデータ送信(XMLデータ)することにより地図情報システムと連携することで地図の更新作業がデジタルで行われます。

不動産登記法に明文化された建物所在図の電磁的記録を全国の公共嘱託登記土地家屋調査士協会が一丸となって推進する一助とするため、公共施設で官公署所有の未登記建物表題登記を電磁的記録による建物所在図の整備促進に寄与する事業として展開することとしました。

建物所在図が全国的に整備されることにより、ランドマークとして官公署の建物が建物所在図にプロットされることで、土地と建物が一体的に視覚化され国民の不動産取引や各種行政サービスの基盤地図として利用されることを期待し展開したキャンペーンです。

オンライン申請でXML建物図面情報を添付した建物表題登記も多く実施されましたが、この度はランドマーク的な建物として沖縄協会が実施した那覇市の「奥武山セルラースタジアム那覇」についてご紹介いたします。

なお、本事業の詳細については全公連から発刊予定の25周年記念誌に掲載される予定です。



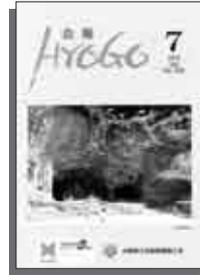
今後の会議予定

- | | |
|-----------|------------------------------|
| 8月25日 | 小宮山泰子サマーセミナー 2010 |
| 8月25日 | 法務省民事局民事第二課表敬訪問 |
| 8月30日 | 第8回正副会長会議(web) |
| 9月1～2日 | 第9回正副会長会議 |
| 9月13日 | 第28回塩崎恭久語るの会 in 東京 |
| 9月18日 | 宮内大介氏黄綬褒章受章記念祝賀会 |
| 10月1日 | 近畿ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会 |
| 10月20日 | 第2回監査会 |
| 10月20～21日 | 第4回理事会 |
| 10月21～23日 | 第1回地図作成総括責任者養成講座 B講座 |
| 10月23日 | 第2回25周年記念誌・編纂委員会 |
| 11月17～18日 | 研修会 |

兵庫会

「平成22年度 京都産業大学寄付講座を終えて」

加古川支部 生月 和晴



『会報HYOGO』第536号

去る5月24日・31日の2回にわたって、京都産業大学における寄付講座の講師を務めました。本年で3年目ということもあり、講義の準備に忙殺されることもなく、余裕を持って講義に臨むことができたと思います。

この3年間を振り返ってみますと、平成20年度は、本当に右も左もわからないまま講師を担当することになって、2回分の講義用のレジメ(要約)を作成するのに徹夜した記憶が蘇ります。過去に行われた講義のレジメを参考に、以前の講義の模倣にならないことに気がつかれました。寄付講座の初回は、授業のガイダンス及び講師紹介が行われるのですが、集まった約300名以上の学生を前に、少なからず緊張したことを覚えています。普段は、大人数の前で話すことにさほど緊張を感じない私ですが、「兵庫会」代表で参加していると思うと、やはり緊張するのですね。平成21年度は、既に経済済みということもあり、適度な緊張感の中で講義を進めることができました。受講する学生も一気に増えて約400名程になったと思います。3回分の講義資料を作成しなければならなかったので、講義準備としてはもっとも大変な年度

でした。本年度は、学生数は若干減少したものの、それでも約300名の学生が受講されています。もうさすがに講義準備で徹夜をすることもなく、昨年度同様、適度な緊張感の中で講義ができたと思います。

講義内容に関しては、平成20年度から本年度に至るまで、一貫して「建物(普通建物・区分建物)」を担当しました。前述しましたように、初年度は全く手探りの状態で講義内容を組み立てなければならなかったわけで、講義の内容も「不動産登記法」の建物に関する部分と「建物の区分所有等に関する法律(区分法)」の逐条解説に終始しました。もっとも退屈な授業だっただろうと、今は反省しています。京都産業大学の寄付講座は、土地家屋調査士試験受験のため

の講座ではないため、手続法である不動産登記法の法律解釈を逐一行ったところで、学生達が実際に法律判断をするわけでも、登記申請を行うわけでもありませんので、講義内容としては向かないと思います。その反省を踏まえて、平成21年度は法律の知識として最低限おさえておかなければならない条文の解説は行いましたが、主に写真や実例を示しながら、不動産登記法・区分法がどのように実生活に効果を及ぼしているのかを中心に講義を行いました。学生達からの評判も良く、講義の方針としては間違っていなかったと確信をもちました。そして、本年度は前年度の方針を踏襲しつつ、学生が興味を持ちそうな話題(例えば、住宅ローンで2700万円を借り入れたときの月々の返済額や、マンションの広告を見るにあたって注意すべき点 等)を講義内に盛り込むことで、さらに学生を講義に引き込むことができたと思います。約3割の学生から「知っておいて役に立つ話が開けて良かった」との感想が寄せられました。

講義の進め方に関しては、講師からの一方通行になると、やはり学生も退屈なのか私語を始めた



講義をしている生月会員

り、居眠りしたりしてしまいます。講義を行う教室は約600名が入れる大教室を使用して行われるので、講師の目が行き届かないという面もあるでしょうが…そこで、大教室の中を移動しながら、学生に簡単な質問を投げかけて答えてもらうという手法をとってみたら、学生達から「緊張感を持って受けることができました」や「あてられるとは思わなかったのでビックリしました」といった感想が寄せられました。結局、学生参加型の講義が、学生の関心を引くことも実感できました。(講義中に学生に質問するスタイルと教壇上から一方的に講義するスタ

イルとの2通りを試した結果としてですが…)ただし、学生が回答に窮するような場面では、回答を導き出せるように、こちらがフォローして正しい回答が何であるのかを示す必要があります。

最後に、寄付講座に関しまして、本年度、寄付講座の講師希望者を募集したところ7名の応募があったとお聞きしました。大変心強く思います。同じ人がずっと続けて教壇に立つということは、ともすれば講義の陳腐化を招きかねません。定期的に新しい講師の方に担当していただいて、私とは異なった視点で講義を行っていただければ、学生側にとって有益な講義と

なるのではないのでしょうか？(私も3年目…そろそろ交代時期だと思うのですが…)土地家屋調査士が、大学の教壇に立てる機会をいただくというのは、そう簡単なことではありません。その意味を噛みしめつつ、今後も関与する機会をいただけるのであれば、体験談や講義資料をどのように作成したかなどのフォローを行うことで、今後は兵庫会の力になればと思っています。

3年間にわたり、このような機会をいただきましたことに感謝申し上げます。

長野会

「境界情報管理センター委員会 歴史的資料収集報告書」

委員長 松本 誠吾

今年4月24日(土曜日)長野支部山本幸雄先生が測量会社経営の傍ら長年収集されてきた旧測量機器・道具が展示されている測量資料室の博物館「はかりの館」長野市中条4438-6 <http://www.kyoei-sv.net/hakari.html> を見学させていただいた。当館は数年前、会社支店を長野市街に移転した際に休館にしている。

主な展示品

○第二次世界大戦直後～現代に至

る測量機器

米軍の持ち込んだトランシット～光波測距儀

トータルステーション、ほか
[解説]山本先生は戦後直ぐに測量会社に就職、昭和37年会社を立ち上げ長年にわたり基準点測量、国土調査の仕事に携わってきた。よって測量機器への思いは熱く、終戦直後米軍の持ち込んだトランシットから国産玉屋のトランシットという骨董の品々が展示されている。また日本上陸初の光波測距



『会報ながの』第179号

儀及び日本での使用第1号のトータルステーション3820Aベアー、きもと社と山本先生で開発した図化器(プロッター)の第一号機、座標読み取り機(デジタイザー)第一号機、は全国一早く取り入れ使用したものであるとのこと。

○江戸末期～明治期～昭和初期の測量機器

小方儀、大方儀(ポケットコンパスの原型)、問縄、明治期使用の平板、100m鋼尺、インパール尺、その他小道具

○図書類

江戸後期の測量解説書「清水流測量術秘伝書」巻物(長さ13m以上)日本の測量史でも貴重な資料で圧巻、江戸後期の長野県地図、明治初期の公図、明治期の測量教本、測量士・測量士補第一回試験問題集 ほか多々

以上大凡4時間をかけ山本先生に1つ1つ丁寧に解説をして頂き、

直後中条道の駅の隅を借り情報整理を行った。

全員が調査士業務に係わるものとして平板に注目した。今で云う我々のトータルステーションに値する桐製の平板測量器は明治初期のものとのこと、小川村、中条村地域の公図の作成者小川村花尾の宮下林蔵氏が使用していたという一品で、御子孫から譲り受けたとのことだ。桐は軽く虫も食わない、板の下に収納がありそこに和紙、道具を納めたものと思う。また脚は伸縮しないので沈むことはないが、傾斜地では苦勞しそうである。平板の下には間縄が置かれていて方々探し廻ったがなかなか見つからなかった間縄がいくつもあったのには驚かされた。

各自実行してみたいことで共通したこと「仮称 長野県長野市中条はかりの館に展示されている一台の平板測量機、地租改正作業の現場で測量作業はどのように行われたか、和紙にどのように転写していったか、公図の生い立ちにせまる」の様な名称とし、地租改正の測量時より今も形成が変わっていない田畑にてその平板測量機器を使用して当時の地図作成作業の再現を行ってみよう、ということ解散。

平板はレプリカを三原委員が試



宮下林蔵が使用した銅製の平板

作する。ただの平板測量作業では意味は伝わらないし、世の中が関心を持ってくれるような実演内容でなければならない、とのことでまずは素案造りを行うこととなった。以上視察報告

見学に至った理由その1

委員会では境界情報として歴史的資料の収集活動を21年度より再開し、22年度では地租改正事業の際の「地籍測量作業の再現をする」ことを計画している。

全国に於ける国土調査の完了率は国土の49%、長野県に於ける完了率は今だ37%と明治30年頃までに地租改正制度の際、100年も前に作成された公図と称する実測図が長野県では63%の地域で使われているからである。

また国土調査の完了地域は昭和30年後半から40年代に市街地で行われたが、あまりの急速な宅地化で地図と現況の変化の管理が行き届かず作業が凍結し、問題の生じている処も多いのが現状である。よってその後さし障りのない市町村の農地や山間部の作業に入り、市街化地域は手つかずの処も多いものと思っている。

現在もその公図により示された土地の形状が、一般市民が宅地購入の際支払う年収の何倍もの土地代になり、当時尺貫法で測量し算出された面積を戦後メートル法に換算しそのまま使われ、かつ面積により算出された国土利用料(固定資産税)を納めさせていることについて我々土地家屋調査士は公図の生い立ち、性格、性質について知っておくべきと考えたからである。

理由その2

境界情報として先輩会員、退会された会員の持っている情報収集を計画している。

土地家屋調査士制度制定年、昭和26年頃の測量機器は、米軍が持ち込んだ水平調整ねじが4つもあり脚は伸縮しないもの、作業技術を要し、国土管理のための精度を要する測量の為の高価な精密機械で、調査士には縁の無いものであったと思われる。

当時土地家屋調査士が求められる成果は、それまで役場の職員、代証人が年度末に土地の利用状況、権利の移動等に於いて発生する地租変更の未処理案件に適えばさほどの精度を必要とせず、その概念は継続し昭和50年前半までは平板測量での成果が大凡であったものと考えられる。その後現場に於ける使いやすいセオドライト、トータルステーション、計算製図に於けるパソコン作業となるまでの目覚ましい発展の中で、地積測量図の作成過程も大きな変革を経てきている。

我々は今、先輩方の資格への地道な作業の継続により、職能業として食べさせて頂いている。その時その時代の法を遵守し、一生懸命測量し、計算し、作成した地積測量図に資格者として自身の職印を押し、法務局に提出し続けてきたその一枚一枚にはそれぞれの歴史があるものと思える。その地積測量図という重き成果に対し、職責を受け継いだ我々は単に精度論や技術論での評論は慎み、またお会いもしていない先輩への無責任な中傷を世間に聞かせることは制度承継人として恥ずかしいことで



展示室で山本先生(右から2番目)より説明を受ける

あると思う。

今や地積測量図に世界座標系(GPS)の活用が推奨され、平成19年5月30日地理空間情報活用推進基本法が成立し三次元空間の利用を考える時代に入り、既に空

間利用権の詐欺事件まで出ている始末である。我々の今苦労して作成している地積測量図もやがては後輩達から低次元な粗末なものと思われる時代はそう遠くないのではないかとも思う。

法務局備え付けの地積測量図は公図に替わる境界情報資料である。この図面達の作成過程を語ることは土地家屋調査士として責務でもあり、諸先輩達への敬意でもあると考えている。出来るだけ早く地積測量図に対する様々に発展してしまう勝手な概念を払拭し、土地家屋調査士が国から与えられ

た職務を見失うことの無きよう、制度制定後の土地家屋調査士の測量作業はどういうものであったのかを整理をしたいと考えたからである。

現在本会会員には調査士歴59年間と云う、私の生まれる前、制度制定昭和25年翌年より土地家屋調査士になられた先輩が3名居られる。また各支部に50年以上の先輩が多数居られるので、お聞きしたい内容を作成し、聞き取り調査をスタートしている。

編集後記

9月の花

皆さんは9月の花として、何を思い浮かべますでしょうか？

私は最近、田んぼが減って目にかかる機会が少ないのですが、ちょっと毒々しい「彼岸花」(曼珠沙華)を真っ先に思い出します。

なぜ、田んぼのあぜ道で多く見かけるか調べてみると、野ねずみやモグラなどがあぜ道や土手に穴を開け、田んぼの水が漏水することを防ぐために毒のある彼岸花を植えたという説と、彼岸花は非常に根の張りがいいそうで、あぜ道を補強するためといった説など様々です。

「暑さ寒さも彼岸まで」と言われますが、ちょっと涼しくなってきた9月中旬頃に突然、茎が伸びてきて鮮やかな色の花を咲かせます。花はわずか数日で終わってしまい、茎だけになってしまいますが、不思議なことに花が終わった後に葉っぱが伸びてきて越冬後、夏になると突然きれいさっぱりとなくなっ

てしまいます。(花が咲いているときに葉っぱを見ることができません。)

前述のとおり、根っこにあたる球根部分には毒があり、そのままでは食用にはなりません、何度も水でさらすことによって食用になることから、昔の人は飢饉の際に球根部分を食べていたそうです。

別名の「曼珠沙華」とは「天上の花」という意味であり、「おめでたいことが起こる兆しに赤い花が天からふってくる」という仏教の経典からきているそうです。

まだまだ厳しい残暑が続きますが、皆さんのところに「赤い花」が天から降ってきましたでしょうか。

広報部次長 廣瀬一郎

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円
送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 松岡 直武

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[©]

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社



日本土地家屋調査士会 連合会特定認証局

Q1. 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局(以下「日調連認証局」)が発行するICカードをなぜ取得する必要があるの？

Q2. どうすればICカードを取得できるの？

認証局が発行する電子証明書は、ネット等の世界において「土地家屋調査士の職印」に相当するもので、オンライン登記申請や土地家屋調査士が業として作成したデータ(一部署名できないものもあります。)に署名する場合等に使うんだ。



ハカル君

次のページから「電子証明書の取得方法」、「オンライン登記申請の準備方法」及び「電子証明書の再発行方法」など様々な手続の説明をしているので、よく読んで申し込んでね。



トウコさん

特定認証局を自前で構築し、ICカードを全員が所持することは、オンライン申請に対応できる組織としての能力があることを宣言する第一歩だよ！



モグ

【新不動産登記法が要求している3本柱】

新不登法は、以下の3点を土地家屋調査士に問いかけているといえます。

- 1) オンライン申請に対応できる能力を保持しているか？
- 2) 他省庁と共に地図整備やその維持管理に民間人として協力する意思と能力を充足しているか？
- 3) 専門家として蓄積した知識や能力を、紛争の解決に役立てる能力を評価できる仕組みを備えているか？

☆ご注意ください☆

平成22年3月31日までに発行されたICカードは、事務所所在地に変更がある場合、失効されます。事務所所在地の変更は、市町村合併や住居表示変更、建物名変更等についても対象となります。利用者からの失効申請書が提出されない場合、土地家屋調査士名簿が変更され次第、ICカードを失効します。業務に支障が出る場合もございますので、事務所所在地に変更が生じる場合、ご注意ください。

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書利用申込書の配付について

任意の様式に、「日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書配付希望」の旨と以下の項目を記入の上、メール(ca-info@chosashi.or.jp)、FAX (03-3292-0059)又は郵送(〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館 日本土地家屋調査士会連合会 特定認証局 行)にて联合会あてお申出ください。

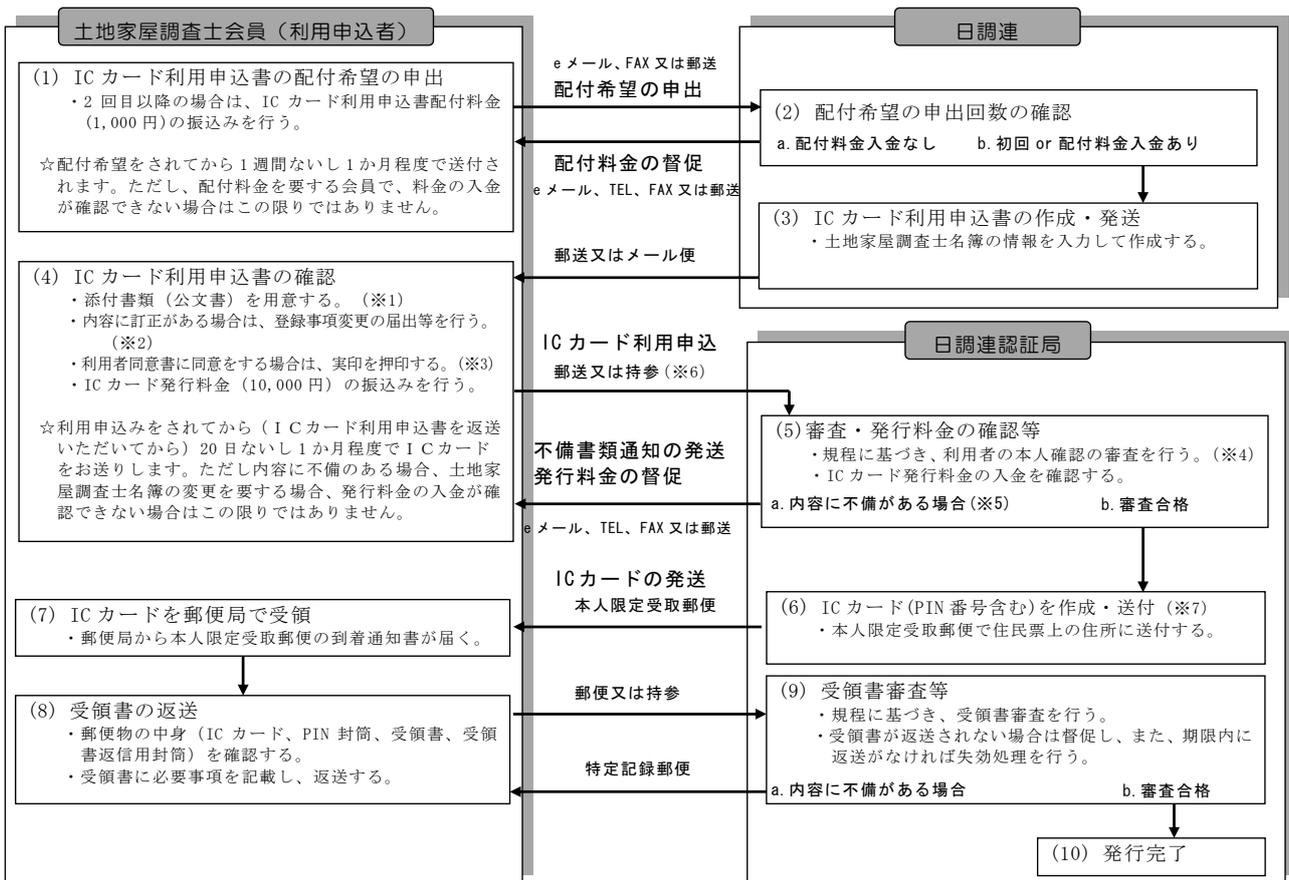
- 所属会名 ○ 所属支部名 ○ 登録番号(半角) ○ 氏名
○ 事務所所在地(郵便番号も記入) ○ Mail (半角) ○ Tel (半角)

なお、市町村合併により土地家屋調査士名簿の住所・所在地に変更が生じる会員については、速やかに各土地家屋調査士会でとりまとめのうえ、联合会へ事項変更の申請を並行して行っております。よって、当該会員への利用申込書の発送は、同事項変更完了後となりますのでご了承ください。

ICカード利用申込書については、平成22年4月1日の依頼分(平成22年4月1日消印)から、以下のとおりとなります。

- 初回配付(ICカードの初回発行、再発行及び更新発行における1回目の配付)：無償
2回目以降の配付(上記初回配付申込書の紛失毀損等による再配付)：有償(1,000円)

ICカードを取得するまでの流れ



- (※1) 住民票の写し及び印鑑登録証明書等の添付書類は、利用申込をする際、発行日から1か月以内のものをご用意ください。
(※2) 日調連認証局へ利用申込書を送付する前に不備が発覚した場合は、登録事項変更の手続後、土地家屋調査士会員が利用申込書を訂正し、訂正箇所を実印を押印して日調連認証局に送付してください。
(※3) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第6条に規定する重要事項の説明に同意したこととなります。
(※4) 規程に基づいて審査を行っております。審査不合格の場合、又は発行料金の入金が確認できない場合、ICカード発行までに時間がかかる場合がございます。特に、土地家屋調査士名簿の登録事項変更の手続が行われていない場合、土地家屋調査士名簿の登録事項変更後の審査となりますことをご了承願います。
(※5) 日調連認証局へ利用申込書が到着してから不備が発覚した場合は、再度利用申込書を送付する場合があります。
(※6) 土地家屋調査士会員が添付書類不備通知を受信した後に添付書類を郵送する場合の送料は、土地家屋調査士会員のご負担となります。
(※7) ICカードは、本人限定受取郵便で送付します。利用申込者(土地家屋調査士会員)の住民票上の住所に本人限定受取郵便の到着通知書が送付されます。郵便局において、必ずご本人が受領してください。
(※8) 申込が混みあっている場合は通常よりお時間をいただく場合がございます。予めご了承賜りますようお願いいたします。

ICカードの同封物について

ICカードが同封されている封筒は、図①～⑤のような一式となっておりますので、受領後ご確認ください。

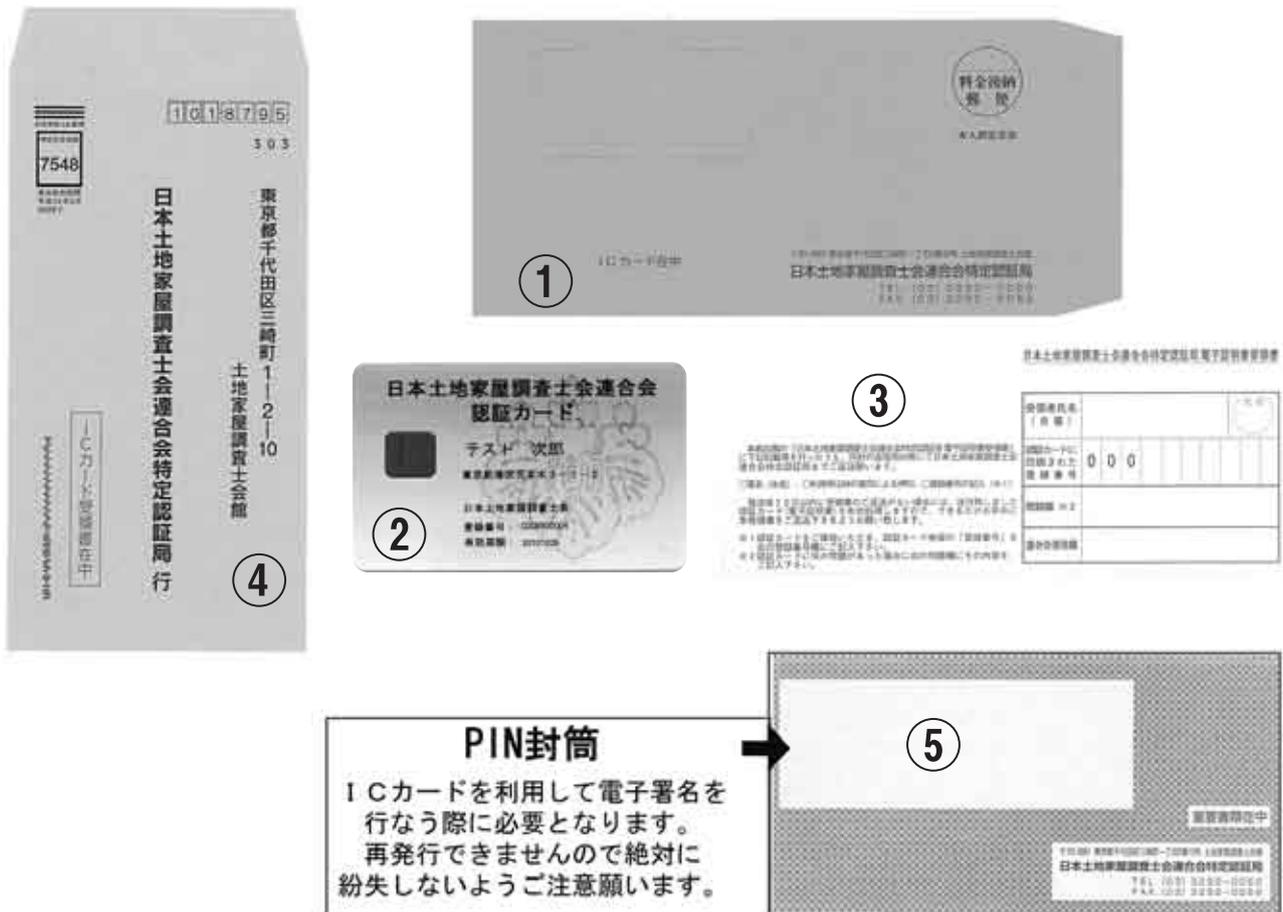
- ① 下記②～⑤が入っている封筒
- ② ICカード
- ③ ICカード及び日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書受領書

下記【受領書について】をお読みになって、受領書を日調連認証局あて送付願います。

- ④ 受領書返送用封筒
- ⑤ PIN封筒

ICカードのPINコード(パスワード)が記載されている封筒です。**PINコードはICカードで署名する際に必要なものですので大切に保管してください。日調連認証局でPINコードの確認・再発行等ではできません。また、PINコードを15回以上誤って入力するとICカードが使えなくなりますのでご注意ください。**

(この場合、当該ICカードを失効し、新規にICカードを発行する手続きが必要となります。)



【受領書について】

ICカード受領後、受領書に次のとおり必要事項を記載後、同封の返信用封筒に入れて日調連認証局へ送付してください。ICカードが発送されてから30日以内に受領書のご返送がない場合、ICカードは失効されます。30日以内に受領書のご返送が難しい場合、日調連認証局あて(電話：03-3292-0050)、ご連絡ください。

<受領書記載要領>

- ・ 自署(氏名)(楷書でお願いします。)
- ・ 印鑑登録証明書で証明される実印の押印
- ・ ICカードの券面に記入されている登録番号を記入(最初の000は省略)

※ご記入いただいた内容を訂正する場合、訂正印(実印)が必要となります。

オンライン登記申請を実施するまでの準備について

ICカードを利用してオンライン登記申請を行うために、下記のとおり確認・準備作業をお願いします。

(1) ご利用環境の確認及び利用上の留意事項

初めて法務省オンライン申請システムをご利用になる場合は、法務省ホームページ(<http://shinsei.moj.go.jp/index.html>)を参考に、ご利用環境及び利用上の留意事項をご確認ください。

(2) ICカードR/Wの準備

連合会ホームページ(<http://www.chosashi.or.jp/repository/03ICcard/ICcard.htm>)を参考に、適切なICカードR/Wをご準備ください。

(3) オンライン登記申請に必要な各種ソフト及びドライバ等のインストール・設定

連合会ホームページ(<http://www.chosashi.or.jp/repository/>)「オンライン登記申請マニュアル(準備編)」を参考に、法務省ホームページ(<http://shinsei.moj.go.jp/usage/zyunbi.html>)及び連合会ホームページ「会員の広場」(<http://www.chosashi.or.jp/>)から、ソフト及びドライバをダウンロードして設定してください。

また、連合会ホームページ「会員の広場」に、オンライン申請環境設定ソフト「らくらく」を掲載しております。本ソフトは、オンライン申請環境設定をスムーズに行うことを可能とするものでありますので、ご利用ください。

ICカードの発行に係る案内について(お願い)

平成18年1月からICカードの発行を開始し、平成22年7月末日現在で15,949枚のICカードを全国の会員へ発行しているところであります。

ICカードの発行については、下記「発行に係る費用及び支払い方法について」のとおり費用負担をいただくこととしておりますので、よろしくをお願いします。(日調連認証局HP(http://www.chosashi.or.jp/repository/n_kisoku.pdf)に掲載の「日調連特定認証局規則」を参照)。

発行に係る費用及び支払い方法について

1 振込金額(証明書1枚当たり)

10,000円(税込)

※振込手数料は利用申込者のご負担をお願いします。

※市町村合併等による失効後の2回目以降の発行につきましては、この限りではありません。

2 振込先等の情報

・金融機関名 : みずほ銀行
・支店名 : 九段支店
・振込先名義 : 日本土地家屋調査士会連合会
会長 松岡直武

・口座 : 普通
・口座番号 : 1349384
・振込者名 : 会番号2桁+登録番号5桁
(例: 東京会の1番の場合、0100001)
なお、会番号は、別添「会番号一覧表」を参照

3 振込後の手続

振込依頼書または領収書等の控のコピーを利用申込書の送付時に同封する。

【会番号一覧表】

会名	会番号	会名	会番号	会名	会番号
東京	01	愛知	18	宮崎	35
神奈川	02	三重	19	沖縄	36
埼玉	03	岐阜	20	宮城	37
千葉	04	福井	21	福島	38
茨城	05	石川	22	山形	39
栃木	06	富山	23	岩手	40
群馬	07	広島	24	秋田	41
静岡	08	山口	25	青森	42
山梨	09	岡山	26	札幌	43
長野	10	鳥取	27	函館	44
新潟	11	島根	28	旭川	45
大阪	12	福岡	29	釧路	46
京都	13	佐賀	30	香川	47
兵庫	14	長崎	31	徳島	48
奈良	15	大分	32	高知	49
滋賀	16	熊本	33	愛媛	50
和歌山	17	鹿児島	34		